

REPORT 2020

TOKYO BAY SHINKIN

東京ベイ信用金庫

お問い合わせ先
東京ベイ信用金庫 総合企画部 〒272-8603 市川市新田4-9-2 Tel.047 (703) 2113 Fax.047 (703) 2124
ホームページ <http://www.bayshin.co.jp/>

東京ベイ信用金庫

地域とともに、
これからも、
そしていつまでも



ごあいさつ



皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます

ここに、第93期事業の内容と決算のご報告をするにあたり、皆様からの日頃のご支援ご愛顧に対して心よりお礼申し上げます。

さて、昨年度を振り返りますと、米国と中国が世界経済を牽引する中、国内大企業の業績は堅調に推移し、日経平均株価も一時2万4千円台まで上昇するなど、我が国経済は緩やかな回復基調が続きました。一方、中小企業においては、昨年10月の消費増税の反動減による消費の伸び悩みや慢性的な人手不足等により、経済の回復を実感できるまでには至りませんでした。

金融市場においては、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の継続により、市場金利は引き続き低位で推移しました。また、金融機関間の競合に加え、キャッシュレス決済の加速度的な進展も相まって、業界の垣根を越えた競争はさらに激しさを増しています。

地震や台風といった自然災害が頻発する中、昨年は台風15号・19号・21号が首都圏で猛威を振るいました。年度末には、新型コロナウイルス感染が世界的な拡大を見せ、日本を含め世界規模で経済が急激に下降基調に向かう中、業種・業界問わず不安定要素を抱えたまま年度を終えることとなりました。

昨年度の当金庫は、平成30年度に引き続き「収益力の強化」、「地域密着型金融の強化」、「人財活力の向上」、「内部管理態勢等の強化」を重点課題とし、業務推進してまいりました。

本業である預貸金の増強に加え、事業性評価による目利き力強化や弁護士・税理士などの専門家および外部機関との連携強化により、お客様が抱える経営課題の解決に努めました。また、小学生から社会人までを対象とした「金融キャリア教育」による金融リテラシー向上への取り組みを進めてまいりました。

金庫内部においては、平成31年2月に創設した人事部研修指導課が本格稼働し、人財の組織的な育成態勢を構築してまいりました。また、本部各部においては令和2年4月施行の民法改正に向けた各種規程等の整備を進めてまいりました。

その結果、第93期決算につきましては、預金残高は前期末比129億円増加の5,361億円、貸出金残高は前期末比9億円増加の3,299億円となりました。また、金融機関の本業の収益力を示す業務純益は11億円を計上し、経常利益は10億円、当期純利益は9億円をそれぞれ計上いたしました。

また、自己資本比率につきましては、8.69%と前期より0.19%上昇し、国内基準である4%を引き続き大幅に上回り、高い健全性を維持しております。

令和2年度は、東京ベイ3か年計画「輝き」の最終年度であり、新型コロナウイルス感染拡大の収束が最優先課題となります。当金庫といたしましては、感染予防策の徹底を図るとともに、地域中小企業や個人の方々への円滑な資金供給を通じ企業活動や日々の生活をサポートすることで、信用金庫の強みである地域密着型金融を推し進めてまいります。新型コロナウイルス感染拡大が暗い影を落とす中、当金庫は、お客様の声にさらに耳を傾け、お客様本位の業務運営に徹し、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

理事長 酒井正平

地域への貢献と地域経済の活性化を支援するため、様々な活動を行っております。

● 地域との協働による金融キャリア教育の実施

- 市川商工会議所「市内企業新入社員教育講習会」講義
- 東京都信用金庫協会「千葉商科大学寄付講座」講義
- 千葉商科大学サービス創造学部「企業セミナー」講義
- 千葉県立市川高等学校「金融キャリア教育」財務省関東財務局千葉財務事務所と協働実施
- 東海大学付属浦安高等学校中等部「金融・防犯・防災教育」財務省関東財務局千葉財務事務所・千葉県警生活安全部サイバー犯罪対策課・浦安市総務部防災課と協働実施
- 市川・松戸・船橋市立の小中学校、東海大学付属浦安高等学校中等部の職場体験学習実施
- 取引先企業の職員様に対する「金融講義」の実施



市内企業「新入社員教育講習会」

● 文化的・社会的貢献活動の実施

- 「世界一行きたい科学広場in浦安2019」共催
- お客様旅行「石垣島」日本の気持ちよさ一番を求める旅(2泊3日)の実施
- 県内5信金合同で県外信金のお客様旅行をお出迎え
- 「相続セミナー」「相続相談会」日本弁護士連合会共催実施
- 「市川市小学校朝食選手権」協賛・文部科学大臣表彰受賞
- 市川市社会福祉協議会を通じて、社会福祉作業所の約400製品を役員等訪問時に配布支援



お客様旅行「2泊3日 石垣島」

● ビジネスマッチング

- 県内5信金合同主催「しんきん食の商談会」開催
- 「神奈川県内信金商談会」等のビジネスマッチングへ参加
- 千葉県・東京都「よろず支援拠点サテライト相談所」、「経営支援会議」の継続的実施
- 千葉県産業振興センター「しんきん食の商談会」プレセミナー、「千葉県よろず支援拠点」ステップアップセミナー等共催
- 市川商工会議所連携「おもてなしギフトショップ」開店支援



中学校における「金融・防犯・防災教育」

● 地方公共団体・商工会議所等との連携

- 市川商工会議所主催「いちかわ産フェスタ」に参加
- 千葉県中小企業診断士協会と連携協働し、事業性評価融資商品『成長』を取り扱う
- 千葉労働局と金融機関の連携強化に向けた包括連携協定締結
- 流山商工会議所主催「流山産業博」に参加
- 江戸川区しんきん協議会と江戸川区の中小企業支援に関する連携協定締結
- 市川市主催のIchikawa「起業応援セミナー」に参加

● 募金・献血活動

「信用金庫の日」キャンペーンに参加し、募金・献血活動を行っております。



県内5信金合同主催「しんきん食の商談会」



① 本店

市川市市川1-23-28
047(326)1111

② 八幡支店

市川市八幡2-4-5
047(334)2511

③ 行徳支店

市川市行徳駅前1-22-17
047(357)2111

④ 浦安支店

浦安市猫実5-18-16
047(351)2151

⑤ 宮久保支店

市川市宮久保3-2-9
047(371)3471

⑥ 野田支店

野田市野田351
047(125)3111

⑦ 矢切支店

松戸市下矢切69-4
047(363)7171

⑧ 流山支店

流山市流山1-257
047(159)3311

⑨ 江戸川台支店

流山市江戸川台東2-21
047(354)3111

⑩ 柏支店

柏市中央1-8-15
047(164)1515

⑪ 関宿支店

野田市東宝珠花233
047(198)0111

⑫ 沙町支店

江戸川区東砂6-12-7
03(3644)4108

⑬ 沼南支店

柏市大島田128-1
047(719)2161

⑭ 松戸栄町支店

松戸市栄町4-247
047(363)4121

⑮ 北柏支店

柏市根戸467-142
047(132)1151

⑯ 大野支店

市川市大野町2-1414-1
047(338)1111

⑰ 城東営業部

江戸川区大島4-7-1
03(3685)2311

⑱ 砂町支店

江戸川区東砂6-12-7
03(3644)4108

⑲ 大島支店

江戸川区大島7-22-16
03(3681)6126

⑳ 船堀支店

江戸川区船堀3-7-5
03(3680)3551

㉑ 豊洲支店

江東区豊洲4-1-23
03(3531)9621

㉒ 高根支店

船橋市芝山6-1-1
047(463)1441

㉓ 西葛西支店

江戸川区西葛西6-10-11
03(3675)2211

㉔ 松戸支店

松戸市仲井町2-139
047(368)2121

㉕ 馬橋支店

松戸市馬橋1890
047(341)2151

㉖ 我孫子支店

我孫子市本町3-9-10
047(182)2151

㉗ 六実支店

松戸市六実3-6-5
047(388)2261

㉘ 八柱支店

松戸市常盤平陣屋前7-1
047(388)1801

※ 番号は「店舗番号」です。

目次

ごあいさつ	1 資料編	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
トピックス①	3 財務諸表	49
店舗一覧、目次	4 経営指標	51
当金庫の概要	5 自己資本の充実の状況等	40
内部管理態勢	10 沿革	52
業務のご案内	17 トピックス②	48
		We are TOKYO BAY SHINKIN!

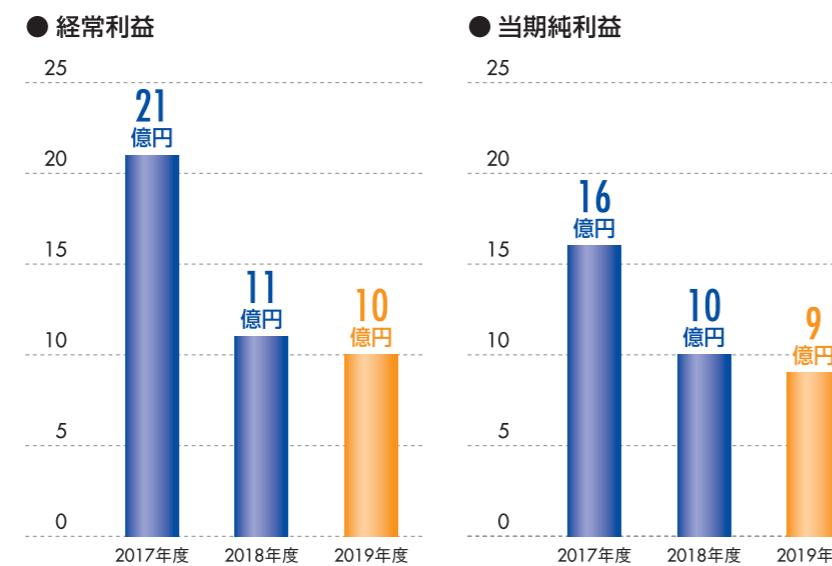
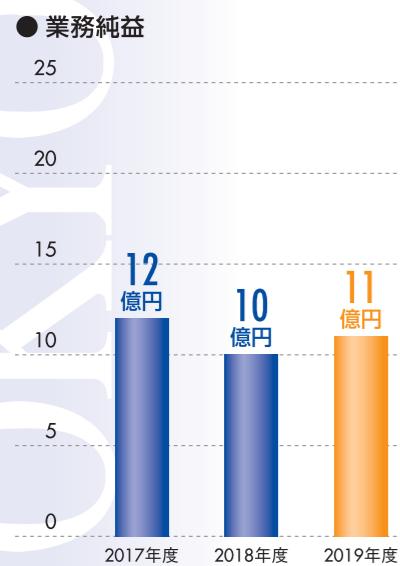
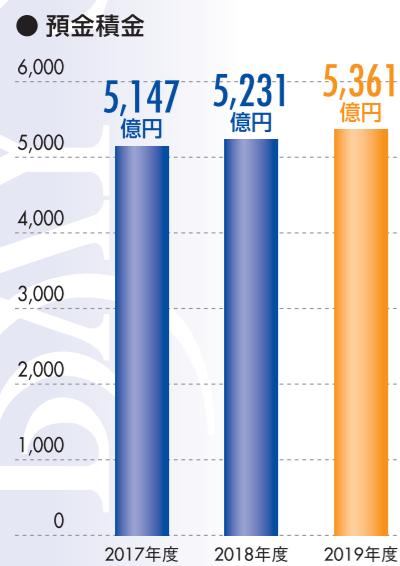
(注) 各種項目については、52ページの開示項目をご参照ください。

事業の状況

● 主要な経営指標3か年推移 ●

	2017年度	2018年度	2019年度
預金積金残高	514,727	523,192	536,131
貸出金残高	318,661	329,015	329,932
有価証券残高	35,510	36,917	36,094
純資産額	24,150	25,159	25,082
総資産額	540,788	554,742	580,771
経常収益	8,872	7,567	7,754
業務純益	1,208	1,080	1,142
経常利益	2,127	1,145	1,025
当期純利益	1,687	1,068	950
単体自己資本比率	8.29%	8.50%	8.69%

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返しは含んでおりません。預金積金残高には譲渡性預金を含めております。



東京ベイ信用金庫と地域社会

~地域とともに、これからも、そしていつまでも~

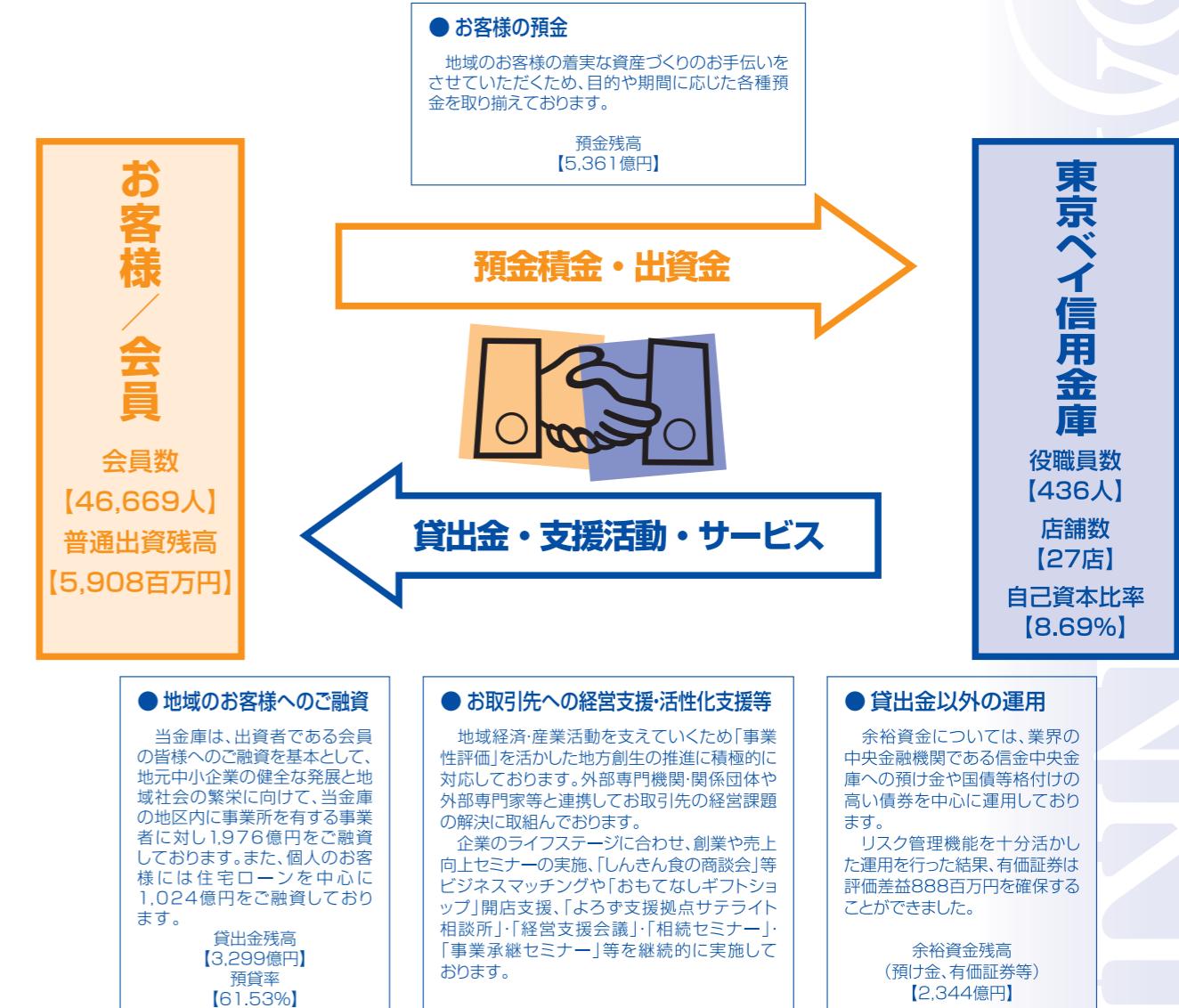
● 当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、東京ベイエリアを事業区域として、地元中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預りした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強いネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

● 地域の活性化や金融教育、文化的・社会的貢献に関する取組み

当金庫は、地域貢献活動の一環として「金融キャリア教育」を小中学校、高校、大学、社会人に向けた機関等と協働で継続的に実施しております。また、地域経済活性化策としてビジネスマッチング等にも積極的に取り組んでおります。

- 市川商工会議所主催「市内企業新人教育研修」で講義、千葉商科大学2学部で講義、千葉県立市川高等学校「金融キャリア教育」東海大浦安中「金融・防犯・防災教育」で財務省関東財務事務所・千葉県警生活安全部・浦安市総務部防災課等と協働講義、市立小・中学校・私立中の職場体験学習実施
- 県内5信金合同主催「しんきん食の商談会」等「食」のビジネスマッチングへ参加
- 千葉県産業振興センター「しんきん食の商談会」プレセミナー共催、市川商工会議所連携「おもてなしギフトショップ」開店支援
- 「経営支援会議」、千葉県・東京都「よろず支援拠点サテライト相談所」の継続的実施



掲載の計数は、令和2年3月現在

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多いへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

1. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- (1) 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- (2) 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- (3) 総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

2. 総代候補者選考委員選考基準

- (1) 資格要件
 - ① 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満79歳を超えない会員でなければならない。
- (2) 総代候補者選考委員の選考基準は次の通りとする。
 - ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解していること。
 - ② 地域の事情に明るく、人格・識見とも優れていること。
 - ③ その他金庫が適格と認めたもの。

3. 総代候補者選考基準

- (1) 資格要件
 - ① 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満80歳を超えない会員でなければならない。
- (2) 総代候補者の選考基準は次の通りとする。
 - ① 総代としてふさわしい見識を有している人であること。
 - ② 良識をもって正しい判断ができる人であること。
 - ③ 地域における人望が厚く、総代としてふさわしい人であること。
 - ④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること。
 - ⑤ 行動力があり、積極的な人であること。
 - ⑥ 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。
 - ⑦ 金庫理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること。
- (3) 非常勤を含む当金庫役員は総代を兼務することが出来ない。

4. 第93期通常総代会決議事項(令和2年6月23日)

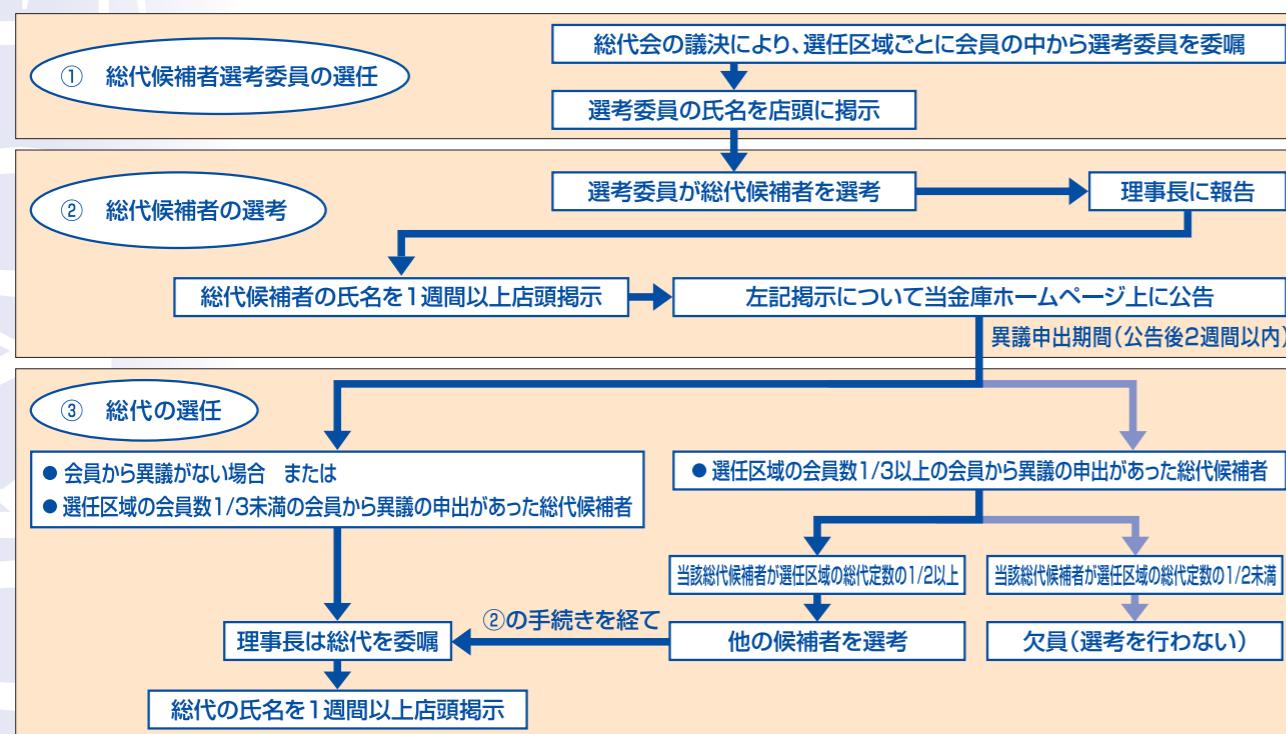
- 第1号 剰余金処分案承認の件
- 第2号 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号 理事全員任期満了につき理事選任の件
- 第4号 監事全員任期満了につき監事選任の件
- 第5号 退任理事および退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代が選任されるまでの手続について

地区を7区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める



（総代の氏名等）

令和2年7月1日現在

地 区	人 数	区 域	氏 名
第1区	20人	市川市のうち 市川市川南 新田 平田 大和田 大洲 真間 菅野 東菅野 国府台 曾谷 大野町 南大野 大町 柏井町 奉免町 稲越町 須和田 国分 中国分 東国分 北国分 堀之内 松戸市のうち 上矢切 中矢切 下矢切 栗山 三矢小台 二十世紀が丘 大橋 秋山 高塚新田	久野 勝己⑥ 塚本 福二⑥ 湯浅 健弘⑥ 中村 政邦⑤ 加藤 憲一⑤ 浮谷 直之⑤ 高島 和之⑤ 曾我 明哲⑥ 石井 重一⑤ 長谷 和雄⑦ 高梨 近一④ 佐藤智枝子① 松橋 純子① 松井 玲子① 山口 薫① 竹内 清海① 芝田 弘一① 竹内 秀雄① 高橋 直人① 林 卓也①
第2区	11人	市川市のうち 八幡 南八幡 宮久保 下貝塚 東大和田 稲荷木 鬼高 鬼越 高石神 中山 北方 北方町 本北方 若宮 高谷 新町 田尻 原木 東浜 二俣 二俣新町 船橋市 習志野市 八千代市 千葉市 四街道市 佐倉市	植草 敏男⑥ 松丸 友樹② 稲葉 清一⑤ 石井 誠一④ 藤井 利一⑩ 工藤 祐政⑥ 田嶋 紀一⑥ 成瀬 正泰④ 田中喜兵卫① 松丸 元① 金澤 康之①
第3区	19人	市川市(第1区・第2区の地域を除く) 浦安市 江戸川区	高橋 秀夫⑥ 野地 豊⑤ 篠澤 正⑥ 吉橋 恒雄④ 榎本敬三郎④ 三橋 具典⑤ 木村 聖④ 並木 勝利⑥ 橋本 豊之⑩ 渡邊 孝二⑩ 奥村 政治⑤ 大澤 秀行④ 田中 政弘⑩ 田中 幸也⑦ 伊藤 明④ 森川 正明① 尾頭 博行① 岡崎敬次郎① 郡 修三①
第4区	13人	野田市 流山市 埼玉県三郷市 幸手市 八潮市 吉川市 北葛飾郡松伏町 杉戸町 春日部市(旧春日部市を除く) 茨城県坂東市(旧猿島郡猿島町を除く)猿島郡境町 五霞町	坂倉 鋭一⑦ 萩原 和史⑤ 野島 定⑤ 玉ノ井哲夫④ 原 延雄⑤ 梶原 健一⑥ 金子 憲一⑦ 林 勝己④ 織原賢一郎① 大塚健太郎① 宮田 義則① 長澤 章裕① 遠藤 博一①
第5区	15人	柏市 鎌ヶ谷市 我孫子市 印西市(旧印旛村、旧本笠村を除く)白井市	坂東 民男④ 青山 貞夫⑦ 小溝 貞次⑦ 富澤 康人⑩ 山形 俊雄⑦ 安田 政弘⑤ 小林 良三⑤ 間宮偉佐夫④ 原 哲⑦ 深山 喜一⑦ 大木 義勝⑤ 大井 幹雄⑤ 渋谷 重大⑤ 長谷川寛一① 石原 雄一①
第6区	18人	江東区 葛飾区 墨田区 足立区 荒川区 台東区 千代田区 中央区 港区	松土 英男⑦ 横田 文雄⑩ 若林 茂⑥ 坪田 俊之⑤ 三浦 繁夫⑤ 川出 潤④ 島田 実④ 石田 哲司⑤ 松本 行雄② 鈴木 基之⑩ 佐竹 未男⑤ 横山 和久⑤ 高橋 享④ 渡邊 省吾⑥ 渡辺 哲三⑤ 小泉 博久① 龜井 利重① 石澤 拓哉①
第7区	14人	松戸市(第1区の地域を除く)	浮ヶ谷信夫② 鈴木 等⑦ 加藤 栄⑩ 渡辺光一郎⑦ 早川 俊通④ 浅野 久⑦ 田中 孝⑧ 浮ヶ谷忠弘⑧ 岡田 吉夫⑩ 高橋 康夫⑤ 宮口 博④ 佐藤 勝盛① 安蒜 崇① 佐々木恒司①
合 計	110人		

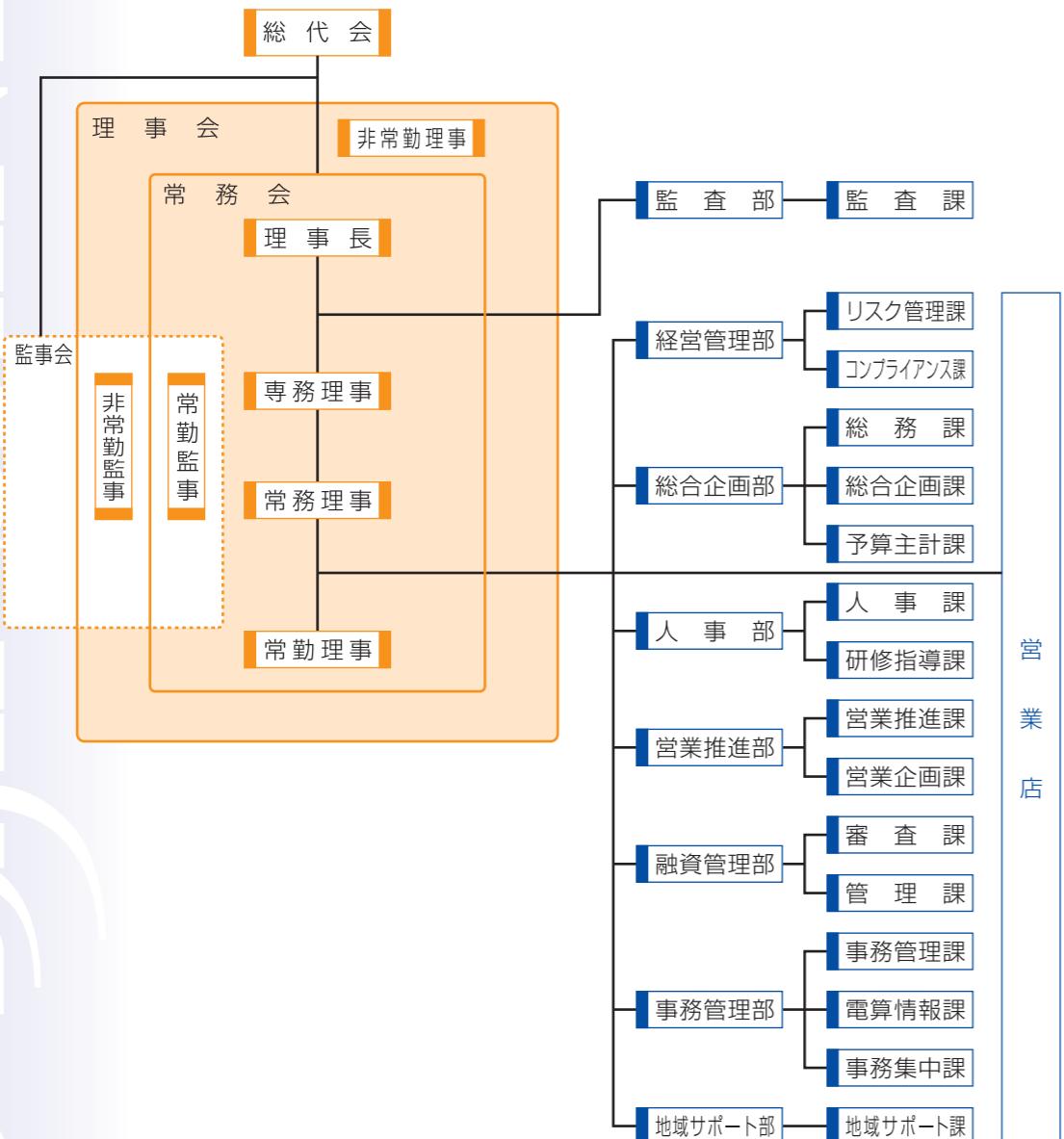
(注) 丸数字は東京ベイ信用金庫での総代の就任回数

（総代の属性別構成比）

職業別	法人役員96.4%、個人事業主1.8%、個人1.8%
年代別	40代以下3.6%、50代14.5%、60代35.5%、70代40.0%、80代6.4%
業種別	製造業16.4%、建設業17.3%、卸・小売業23.6%、サービス業10.9%、不動産業(賃貸含む)20.9%、その他10.9%

組織図

令和2年7月1日現在



役員

令和2年7月1日現在

理事長 (代表理事)	酒井正平	常勤理事	仲村幹生	理事	村岡 実	(※1)	常勤監事	山口隆之
専務理事 (代表理事)	村松信二	常勤理事	渡辺精久	理事	松本光史	(※1)	監事	長尾由彦
常務理事 (代表理事)	市原裕彦	常勤理事	佐藤秀史	監事	霜山明夫	(※2)		
常務理事 (代表理事)	三井一弘	常勤理事	白崎敏孝					

※1 理事 村岡実、松本光史は、職員外理事です。

※2 監事 霜山明夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として、「内部管理基本方針」を定め、内部管理態勢の整備とその実効性の確保に努めております。

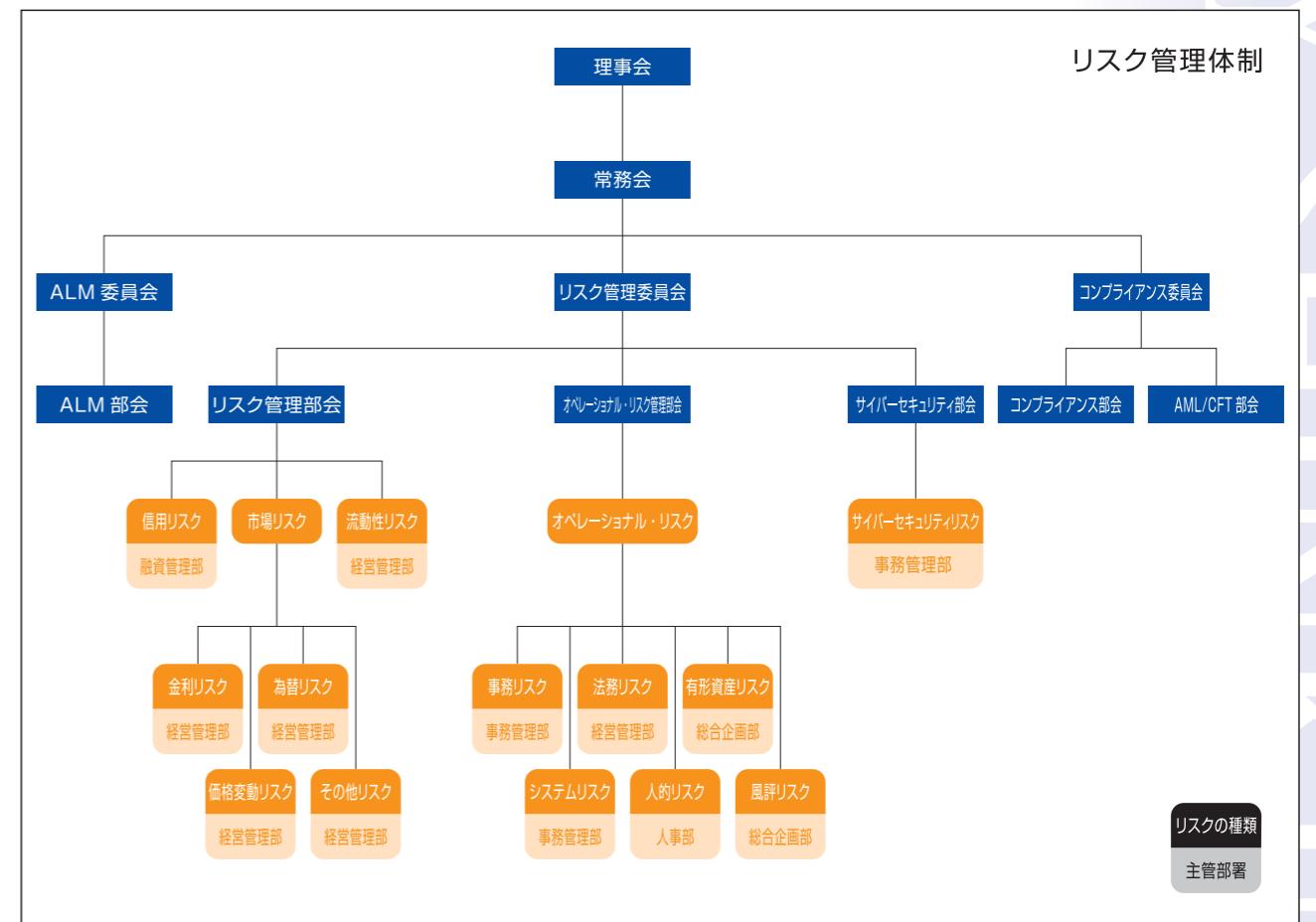
内部管理基本方針

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合の当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■リスク管理態勢

金融・経済の自由化、グローバル化やIT技術の進展等により、金融業務に関するリスクは多様化、複雑化しています。このような金融環境の中で、当金庫は、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置づけ、可能な限りリスク量の計量化を図り、経営体力（自己資本）の水準から許容できるリスク総量を認識し、適正なコントロールを行い、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営を目指して、リスク管理態勢の充実、強化に努めています。

当金庫では、理事会をリスク管理に関する最高意思決定機関とし、常勤役員全員で構成する常務会がリスク管理を統括しています。また、常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ALM委員会と連携し、統合的リスク管理態勢およびオペレーションル・リスク管理態勢の整備・確立ならびに各リスク管理態勢に関する施策等について検討・協議し、その実施状況を検証・評価して、統合的なリスク管理を行っています。



●信用リスク

1. リスク管理の方針及び手続の概要

○信用リスク管理の方針

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを最重要のリスクと位置づけ、与信業務についての基本的な考え方や判断基準等として「融資基本方針（クレジット・ポリシー）」を制定し、全ての役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

○信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングするなど、信用リスク全般について協議、検討を行っています。

○自己査定

自己査定は、信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業として位置づけています。

当金庫では、経営管理部を自己査定の統括部署とし、「自己査定基準」「自己査定マニュアル」に基づいて貸出資産およびその他の資産の実態を把握・管理しています。

○償却・引当

償却・引当は、自己査定の債務者区分と分類区分に基づいて実施しています。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先（その他要注意先・要管理先）については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関して、破綻懸念先は、債権額から担保・保証等を除いた未保全額に対し貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。但し、一定額以上の大口未保全先は、未保全額からキャッシュフローに基づき算出した回収見込額を除いた全額を個別貸倒引当金として計上しています。実質破綻先、破綻先は、債権額から担保・保証等を除いた未保全額を引当・償却対象額として算出しています。

○貸出案件の審査

貸出案件の審査にあたっては、適切な資金の運用を行うことにより、当金庫および当金庫の会員であるお取引先の健全な発展育成を図らなければならないと考えています。個別の案件審査については、営業店において個別案件ごとの調査・分析結果に基づいて審査し、営業店長の権限を超えるものは、営業推進部門から独立した融資管理部が審査し、融資管理部担当役員の権限を超えるものは、常勤役員全員で構成する貸出審査会にて審査する体制としています。

○ポートフォリオ管理

特定の与信先・グループあるいは特定の業種などへの与信集中による過大な信用集中リスクを回避するため、一与信先・グループへの与信限度を定めているほか、大口与信先、金額階層別、業種別および資金使途別の与信状況などについて、定期的にリスク管理委員会でモニタリングを行うとともに、経営陣へ報告しています。

○不良債権への対応

不良債権の回収・処理については、原則として、融資管理部において一括集中管理する体制とし、専門部署による回収・処理を継続して行っています。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、「外部格付使用基準」に基づいて以下の5つの機関を採用しています。

なお、エクスボージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

①格付投資情報センター（R&I）

②日本格付研究所（JCR）

③ムーディーズ（Moody's）

④スタンダード・アンド・ Poor's（S&P）

⑤フィッチ（Fitch）

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、貸出案件の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証に過度に依存しないよう努めていますが、案件審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、当金庫が定める「融資規程」や「担保評価事務処理要領」等により、適正な評価、管理を行っています。

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、自己資本比率算出のための信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により資産から削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことをいいます。

具体的には、適格担保として、担保を設定している預金・積金を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、預金・積金は残高の範囲内としています。また、貸出金と自金庫預金の相殺として、一定のルールのもとに担保となっていない定期性預金残高を貸出債権額と相殺したものと見なして、信用リスクを削減しています。保証としては、国、地方公共団体、政府関係機関、しあわせ保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウェイトを適用しています。

●市場リスク

1. リスク管理の方針及び手続の概要

○市場リスク管理の方針

市場リスクとは、金利や有価証券、為替などの価格が変動することによって、当金庫が保有する資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、市場リスクを適切に把握して許容範囲内に收めるとともに、適正な収益を確保することを基本方針としています。

○市場リスク管理体制

市場リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ポジション枠等の遵守状況やリスク量を定期的にモニタリングし、市場リスク全般について協議、検討を行っています。

さらに、フロントオフィス（資金運用部門：総合企画部総合企画課）、ミドルオフィス（リスク管理部門：経営管理部リスク管理課）、バックオフィス（事務部門：総合企画部予算主計課）を設置して相互に牽制が働く体制としています。

○リスクの把握と管理

ミドルオフィスとしてリスク管理を担当する経営管理部では、設定された有価証券等に関するポジション枠（想定元本等に対する保有限度枠）、リスク・リミット（予想損失額の限度枠）、ロス・カットライン（損失限度）の遵守状況を管理するほか、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクについて、定期的にVaR（バリュー・アット・リスク：最大予想損失額）によりリスク量を計測し、リスク管理委員会および経営陣へ報告しています。

また、市場リスクに付随する信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じているほか、引当金の算定に関しては、信用リスク管理における引当金の算定基準に準じています。

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化」とは、金融機関が保有するローンや企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券化して組み替え、第三者に売却して流動化することで、一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者である「オリジネーター」と証券を購入する側である「投資家」に大きく分類されます。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式は、標準的手法を採用しています。

4. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金等が該当します。

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識にあたっては、時価評価およびVaR（バリュー・アット・リスク：最大予想損失額）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかるポジション枠（保有限度枠）の範囲内の取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」および「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しても上記の規程・細則に基づいた厳格な運用・管理を行っており、またリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、定期的に経営陣へ報告するなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っています。

5. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB:Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

（※IRRBBとは、市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

・リスク管理及びリスクの削減については、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率をモニタリング管理することで、健全性の確保に努めています。

・金利リスク計測の頻度は、毎月末を基準日として、月次で計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

・開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE（注1）および△NII（注2）並びに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計算されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4年です。

・流動性預金への満期の割当方法（コア預金モデル等）については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

・当金庫では、内部モデルは使用していません。

・△NIIにおける前事業年度末の開示からの変動については、開示初年度であるため記載していません。

・当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し19%台と基準値内となっています。

・当金庫では、重要性の観点によりストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（金融機関の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響を考慮しています。

- △EVEおよび△NII以外の金利リスクの計測について
 - ・リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。
 - ・具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、半期毎にリスク限度額等を見直すことでリスクのコントロールを行っています。
 - ・当金庫は、自己資本の充実度の評価やストレス・テストを実施し、金利変動による影響等を定期的に検証しています。

●流動性リスク

1. リスク管理の方針及び手続の概要

○流動性リスク管理の方針

流動性リスクとは、金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

○流動性リスク管理体制

流動性リスク管理に関する重要事項は理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、資金ギャップの把握や資金繰り状況のモニタリング、および管理を行っています。

○リスクの把握と管理

流動性リスクが顕在化しないように、慎重かつ適切に資金繰り状況や市場流動性に影響を与える要因や変化を常時把握し、金庫の調達・運用方針に即して保守的、かつ安定的に資金繰りや市場流動性を確保できる体制としています。

また、金庫自身の信用力等の低下による要因と、金融システムの混乱など外的要因の両面を考慮して、適切かつ迅速な管理・対応を行う体制としています。

2. 流動性リスクの管理手法

有価証券等の運用においては、資金化が容易な商品を中心に運用を行うとともに、流動性リスク限度額を設け、不測の事態に備える体制としています。

また、資金ギャップについては日次で管理し、資金ショートが発生しないように管理しています。

●オペレーションル・リスク

1. リスク管理の方針及び手続の概要

○オペレーションル・リスクとは

オペレーションル・リスクとは、内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクのことをいい、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクが含まれます。

○オペレーションル・リスク管理体制

オペレーションル・リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、事務リスク、システムリスク等について協議、検討を行っています。

なお、リスク管理委員会はリスクの総合的な管理部門として、リスクのコントロールと削減に努めるとともに、協議、検討結果については、定期的に経営陣へ報告しています。

○事務リスク管理の方針及び手続の概要

事務リスクとは、役職員が正確な仕事を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスク管理にあたっては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程、事務処理要領の整備を図るとともに、厳正な事務の励行に努めることを基本方針としています。

当金庫では、お客様から寄せられた苦情やご意見、発生した事務ミス等を管理し、実効性のある対策を講じるために活用しており、事務レベルの向上に資する態勢を整備しています。また、営業店に対しては、事務インストラクターを派遣してOJTを実施しているほか、各種研修会、会議等を通じて、厳正、堅確な事務処理の徹底を図っています。

○システムリスク管理の方針及び手続の概要

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動、システムの不備、さらにはコンピュータが不正に使用されること等により損失を被るリスクのことをいいます。

システムリスク管理においては、当金庫の経営方針、経営計画に従い、当金庫における情報資産保護のための管理体制を整備し、適切な管理・運営を図ることとしています。

当金庫では、しんきん共同センターに加盟し、共同オンライン利用によりお客様に各種金融サービスを提供させていただいております。同センターでは、スケールメリットを活かし、コンピュータ・通信回線・電源等の二重化を実施するとともに、重要なシステムおよびお客様の情報につきましては、2拠点でのバックアップ体制を構築しており、大規模な災害で一方が被災しても、継続して業務が遂行できるよう万全を期しています。

また、コンピュータ・システムの安定稼動が危機にさらされるような不測の事態に備えて、業務継続基本計画を策定するとともに、同センターが実施する定期的な被災訓練にも参加しています。

さらに、情報資産を適切に保護するための基本方針であるセキュリティポリシーや具体的な運営規則を定め、情報の重要度に応じた管理体制を整備するとともに、お客様の重要なデータにつきましても、外部からの不正アクセスの防止策を講じる等厳格なセキュリティ管理を実施しています。

○その他のリスク管理

オペレーションル・リスクのうち、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクについては、各主管部署がリスク管理を担当し、リスク発生の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めることとし、また、リスク管理状況について、必要に応じて経営陣へ報告することとしています。

2. オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制における「基礎的手法」を採用しています。

●サイバーセキュリティ・リスク

サイバーセキュリティに関する方針及び手続きの概要

近年、サイバー攻撃が高度化・大規模化しており、サイバー攻撃のリスクがますます高まっている中、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題といわれています。

当金庫は、サイバーセキュリティ・リスクへの対応が経営の重要課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めるべく、令和2年4月に「サイバーセキュリティ基本方針」を制定しました。

今後も、サイバー攻撃等による事故を未然に防止するとともに、被害が発生した場合でも影響を最小限に留め、その復旧を速やかに行うため、発生する事象を統括して事態に即応するインシデント対応委員会を設置するなど、サイバーセキュリティの管理態勢の構築・強化に努めています。

■「コンプライアンス(法令等遵守)体制」の推進

私ども信用金庫は、信用金庫法にも示されているように、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」という公共的使命を負うとともに、業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会からの信頼を確立するという社会的責任を負っています。

当金庫は、これまでその社会的責任と公共的使命とを十分自覚して業務を遂行し、地域の信頼を得てきましたが、今後も一層の信頼確保のために、絶えず東京ペイ信用金庫の「倫理憲章」に思いをいたし、信念と誇りをもって日常活動を実践してまいります。

1. 東京ペイ信用金庫「倫理憲章」の周知徹底

社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の再構築を重要課題として位置づけ、「基本方針」および「遵守基準」にあたる「倫理憲章」の周知徹底を図っています。

2. コンプライアンス・プログラムの策定と推進

「倫理憲章」を実現するため、関連諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画等を含む具体的な実践プログラムを策定、その推進状況を把握するためのモニタリングを実施し、「コンプライアンス委員会」に報告するとともに改善すべき点について対策を講じています。

3. コンプライアンス担当者の配置

コンプライアンスを効果的に推進するため、各業務部門および営業店等との連携を密に保つ必要があることから、部店に、職場におけるコンプライアンス教育研修の責任者としての役割と、報告・相談窓口としての役割を兼ね備えたコンプライアンス担当者を配置しています。

4. コンプライアンス・マニュアルの周知徹底

当金庫における倫理憲章や各種ルールを記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定・整備し、研修や勉強会資料として活用することにより、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めています。

■マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止が、国際社会において求められる責務であると認識し、経営の重要課題の一つとして、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令を遵守するとともに「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に則り、継続して態勢強化に取り組んでいます。

■金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は4ページ参照）または経営管理部（電話：0120-074-472）にお申出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部」にお尋ねください。

■個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報等の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧める際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

イ. 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項

ロ. 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項

ハ. 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項

ニ. 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項

ホ. その他一般に公開されている情報
等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（利用目的）

イ. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

ロ. 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

ハ. 預金取引や融資取引における期日管理等、継続的な取引における管理のため

ニ. 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため

ホ. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

ヘ. 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

ト. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

チ. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

リ. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

ヌ. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

ル. 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

ヲ. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

ワ. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

イ. 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

ロ. 信用金庫法施行規則第111条等により、人種・信条・門地・本籍地・保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

イ. 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため

ロ. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため

ハ. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため

ニ. 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため

ホ. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため

ヘ. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため

ト. 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため

チ. 預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、取引店舗ご相談窓口にお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

・当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

・以上のことより、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本支店のご相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

・当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。

また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

・定期預金および定期積金の期日案内等の作成および発送に関わる事務

・キャッシュカードの発行および発送に関わる事務

・ダイレクトメールの発送に関わる事務

・情報システムの運用および保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情について

・当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問につきましては、当金庫本支店にご相談窓口を設置しておりますので、お問い合わせください。なお、当金庫は個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。

■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力放逐運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) (1) のイ. からハ. のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - イ. 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ. 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ハ. 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ニ. 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

全店舗での窓口営業時間変更（昼休業の導入）の継続について

当金庫では、金融サービスの継続を目的に、全店舗での窓口営業時間変更（昼休業の導入）を実施しておりますが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、引き続き昼休業を継続いたします。お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【窓口営業時間】

**平日 9:00～11:30
12:30～15:00**

※11:30～12:30は窓口休業時間とさせていただきます。

ATMコーナーはご利用いただけます。

※昼休業の終了時期は、当金庫のホームページなどでお知らせいたします。

令和2年7月1日現在

さまざまなニーズにお応えするために、各種商品・サービスを取り揃えています。

預金業務

お客様の大切なお金を将来の生活設計、事業計画等に合わせ、お使いになる日まで安全・確実にお預かりします。お財布がわりにご利用いただける普通預金、お利息の有利な定期預金、資産形成に便利な定期積金・財形預金等さまざまな預金商品を取り揃えています。

融資業務

地域の皆さまの資金ニーズに幅広くお応えできるよう数多くの商品・サービスをご用意しています。地元企業の皆さまには事業の安定や発展のための運転資金・設備資金および各種制度資金、個人の皆さまには住宅資金や教育資金、各種消費者ローンなどで豊かな生活の実現を応援しています。また、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資業務の代理を行っています。

為替業務

全国各地の金融機関への資金の送金や振込、手形・小切手の代金取立等の業務を金融機関のオンラインネットワークを通じて、迅速に対応しています。また、パソコンやスマートフォンなどを利用して振込等ができる「インターネットバンキングサービス」も取り扱っています。

保険の窓口販売業務

各種保険等の窓口販売により、お客様の幅広いニーズにお応えしています。損害保険代理店として「標準傷害保険」「住宅ローンの対象となる長期火災保険」「債務返済支援保険」「業務災害補償保険」「総合賠償責任保険」、生命保険代理店として「医療保険」「がん保険」「就労所得保障保険」等を取り扱っています。

その他の業務

その他にも次のような業務をおこしてきめ細やかなサービスを行っています。

- ・有価証券投資業務
- ・公共債の窓口販売業務
- ・債務保証業務
- ・保護預り及び貸金庫業務
- ・有価証券の貸付
- ・公共債の引受
- ・両替
- ・振替業
- ・電子債権記録業に係る業務
- 等



預金業務

令和2年7月1日現在

商品名	期間	預入れ金額	内容・特色
総合口座 (決済用総合口座)	出し入れ自由	1円以上	●貯める、ふやす、使う、借りる… 一冊の通帳に便利な普通預金、有利な定期預金または貯める定期積金、さらに自動融資をセットした預金です。

流動性

当座預金	出し入れ自由	1円以上	●小切手や手形でのお支払いができる預金です。商取引にご利用ください。
普通預金 (決済用普通預金)	出し入れ自由	1円以上	●いつでも出し入れが出来るサイフがわりに、給与・年金等の受取に、公共料金の自動支払いに、色々ご利用いただけます。
スーパー貯蓄預金	出し入れ自由	1円以上	●お預入れ残高に応じて金利がつく預金です。自由にお預入れ、お引出しができ、キャッシュカードもご利用できます。
納税準備預金	入金隨時、 引出は納税時	1円以上	●納税資金にご利用いただけます。お利息は非課税です。
通知預金	7日以上	1万円以上	●まとめたお金の一時的運用に適しています。

定期性

スーパー積金	1.2.3.4.5年	1,000円以上	●将来に備え目標額と期間を定め、毎月の月掛で計画的に資金を蓄えるのに最適です。
利息分割受取型 定期預金	1.2.3.4.5年	100円以上	●プランに合わせて、1か月・2か月・3か月・4か月・6か月のいずれかの月ごとにお利息が受取れる定期預金です。
積立定期預金	1年～15年	100円以上	●お好きな時に、お好きな金額をお積立てできます。
期日指定定期預金	1年～3年	100円以上 300万円未満	●利息が利息を生む1年複利のお得な預金です。 ●お預けいただいたから1年以上たちましたら、満期日を指定していくつでも引出せます。
スーパー定期	1か月～5年	1円以上	●市場金利に応じた有利な利率で運用できます。
大口定期預金	1か月～5年	1,000万円以上	
変動金利定期預金	1年～3年	100円以上	●預入日から6か月毎に、その時点での利率にもとづいてお利息が計算され有利に運用できます。

譲渡性

譲渡性預金	2週間～2年	1,000万円以上	●満期前に譲渡可能な預金、大口余裕資金で短期運用にご利用ください。
-------	--------	-----------	-----------------------------------

財形

財形年金預金	5年以上	100円以上	●将来の年金資金を貯める預金です。
財形住宅預金	5年以上	100円以上	●マイホームの資金づくりを目的とする預金です。
一般財形預金	3年以上	100円以上	●使い道の自由な預金です。課税扱いとなりますが、持家、進学融資の特典が受けられます。

取引時確認について

マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。

何とぞご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

取引時確認が必要なお取引、取引時確認で確認させていただく事項、窓口等でご提示いただく確認書類等につきましては、窓口にお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ内の「重要なお知らせ」をご覧ください。

融資(ローン)業務

暮らしに

商品名	期間	融資金額	内容・特色
個人ローン	10年以内	500万円以内	●あなたのライフビジョンの資金や急な出費にご預金はそのままにして、いろいろな夢の実現をお手伝いします。
シニアライフローン	10年以内	100万円以内	●手続き簡単、クレジット感覚でご利用いただけます。
フリーローン<ジャスト1>	10年以内	500万円以内	
フリーローン<虹空>	10年以内	500万円以内	
フリーローン	10年以内	500万円以内	
多目的ローン<With>	10年以内	500万円以内	●様々な目的型資金をご利用いただけます。
カーライフプラン	10年以内	1,000万円以内	●マイカーの購入、車検・修理費用、アクセサリーから免許取得まで車に関する資金をご利用いただけます。
無担保住宅ローン	20年以内	1,500万円以内	●自宅の購入、買替え、増改築等住まいにかかる資金をご利用いただけます。
空き家解体ローン	20年以内	500万円以内	
住宅ローン	35年以内	1億円以内	
リフォームプラン	15年以内	1,000万円以内	●自宅のリフォーム資金をご利用いただけます。
教育プラン	16年以内	1,000万円以内	●私立小中学校、高校から大学院まで入学費用や進学費用などご利用いただけます。 ●教育関連資金の借り替え資金にもご利用いただけます。 ●教育カードローンも取扱っております。
福祉プラン	10年以内	500万円以内	●介護をする方の日常便宜を図る機器購入費用などご利用いただけます。
カードローン	3年(原則として自動更新) 〃<きゃっする500>	※300万円以内 ※500万円以内	●キャッシュカードと同じ操作でATMからスピード的にご利用いただけます。
教育カードローン	5年以内	500万円以内	
国の教育ローン(代理貸付)	15年以内	350万円以内	●高校・大学等への進学に低利な国の制度融資をご利用いただけます。
不動産担保ローン	25年以内 35年以内	3,000万円以内 1億円未満	●資金は自由にご利用いただけます。 ●不動産の購入、修繕・増改築、ローンの借り換え等ご利用いただけます。

※カードローンについては、貸越極度額となります。

事業に

商品名	期間	融資金額	内容・特色
割引手形			●一般商業手形・電子記録債権の割引をいたします。
手形貸付	期間、融資金額等については窓口へご相談ください。		●仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。
証書貸付			●設備資金など長期の資金をご融資いたします。
当座貸越			●約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。
事業者カードローン	1年または2年	100万円以上 2,000万円以内	●信用保証協会の保証を受けられる法人・個人の事業を営む方がご利用いただけます。
不動産担保ローン	15年以内 35年以内	1億円未満 1億円未満	●事業性資金をご利用いただけます。 ●収益不動産の購入、修繕・増改築、不動産購入資金の借換え等ご利用いただけます。
千葉県・東京都各市・区の制度融資	詳しくは窓口へご相談ください。		●原則として信用保証協会の保証が受けられる中小企業者の方がご利用いただけます。
信金中央金庫(代理貸付)	固定10年以内 変動30年以内	30億円以内	●当金庫の会員で事業を営む法人・個人の方の設備、運転資金等ご利用いただけます。
その他の代理貸付	詳しくは窓口へご相談ください。		●その他の代理機関としては株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構などがご利用いただけます。

商品ご利用にあたっての留意事項

- それぞれの商品につきましては、その内容や規定をよく確認のうえ、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口や職員に何なりとお申出下さい。
- ローンの種類によりましては、本人であることを証明するもの（運転免許証、保険証等）、所得を証明するもの（源泉徴収票、公的収入証明等）、利用目的を証明するもの（見積書等）などをご提出していただくことがあります。また、審査の結果お客様のご希望にそえない場合がございます。
- ローンのご利用にあたりましては、ご利用残高などに注意され、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。
- 個人情報保護法施行に伴い、個人情報の利用目的の同意書をいただく場合がございます。

サービス業務

令和2年7月1日現在

種類	内容・特色
送金・振込	●当金庫本支店間をはじめ全国各地の金融機関にオンラインによって、迅速にご指定口座にお振込みができます。
手形・小切手の取立て	●手形・小切手などのお取立てができます。
給与振込	●給料、ボーナスが自動的に指定口座に振込まれます。
自動受取	●年金、配当金などがご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払	●公共料金や各種税金、保険料、クレジット料金などを預金口座から自動的にお支払いいたします。 ●Pay-easy(ペイジー)による口座振替受付サービス等もご利用いただけます。
為替自動振込	●振込先を登録していただくことで、お客様のお手数を省略できるサービスです。
ホームバンキング	●オフィスやご家庭に居ながら端末機を利用してご自身で預け替え・振込・残高照会ができるサービスです。
ATM振込	●窓口での振込より振込手数料がお得となっています。 決まった振込先のある方には、次回のATM操作がさらに簡略できる「振込カード」を発行いたします。
歳入金・公金収納	●各種税金や公金の収納をご利用いただけます。
診療報酬	●医療機関の社会保険・国民健康保険診療報酬を、ご指定の口座にお振込みいたします。
アンサーサービス	●預金口座への振込や残高等のお取引内容を電話やファクシミリにより自動的にご通知したり、ご照会にお答えします。
しんきん自動集金サービス	●地元や全国各地にあるお客様のお取引先からの集金（代金回収等）を自動的に行い、お客様の口座に一括してご入金いたします。
一括支払いシステム	●売掛金の自動入金や、割引手形にかわる当座貸越資金のご利用ができます。
株式払込	●会社設立や増資の株式払込金の受入れをいたします。
公共債窓口販売	●長期利付国債、中期利付国債等の窓口販売をいたします。
キャッシュカード	●キャッシュカード1枚で全国の信用金庫および銀行等で預金のお引出し等ができます。 また、キャッシュカードで日曜日・祝日もCD、ATMでお引出しおよび残高照会等がご利用いただけます。
貸金庫	●預金証書、有価証券、貴金属、権利証などの貴重な財産を安全にお預かりいたします。
夜間金庫	●営業時間終了後の売上金などをお預かりし、翌営業日にご指定口座に入金いたします。
しんきん経営者年金	●東京ベイ経営者協議会の企業会員の役員および個人事業主を対象とした年金制度です。
テレホンバンキング	●キャッシュカードの暗証番号と10桁の会員番号登録で、振込・振替の他残高照会等のサービスがご利用いただけます。
インターネットバンキング	●パソコンやスマートフォン等を使用して振込・振替の他残高照会・取引履歴照会・税金・各種料金の払込サービス等がご利用いただけます。
でんさいネット	●でんさいネットとは、手形・振込に代わる新たな決済手段で、電子記録債権をインターネットを通じて電子的に記録することで利用できるサービスです。
デビットカード	●キャッシュカードで全国のデビットカード加盟店でそのままお買物ができます。（一部の加盟店でご利用できない場合があります。）
保険販売	●生命保険 医療保険、がん保険、就労所得保障保険等の販売を行っております。 ●損害保険 標準傷害保険、住宅ローンの対象となる長期火災保険・債務返済支援保険、業務災害補償保険、総合賠償責任保険等の販売を行っております。
即時口座振替サービス	●電子マネーのチャージ（入金）やオンライン決済サービスの支払がご利用いただけます。 現在ご利用いただける提携先 メルペイ

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1.当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3.当金庫は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

各種手数料一覧

為替・取立手数料(1件につき)

区分	種類	金額の区分	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項(消費税込み)
窓口振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	330円	会員 220円(注1)
		5万円以上	550円	会員 330円(注1)
	当金庫本支店宛	5万円未満	330円	会員 220円(注1)
		5万円以上	550円	会員 330円(注1)
	他行宛	5万円未満	660円	会員 660円
		5万円以上	880円	会員 660円
		5万円未満	660円	会員 660円(注1)
		5万円以上	880円	会員 660円(注1)
自動機(ATM) 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	110円	会員 無料(注2)
		5万円以上	330円	会員 無料(注2)
	当金庫本支店宛	5万円未満	110円	会員 無料(注2)
		5万円以上	330円	会員 110円(注2)
	他行宛(電信扱)	5万円未満	440円	会員 440円(注2)
		5万円以上	660円	会員 440円(注2)
		5万円未満	無料	会員 無料
		5万円以上	無料	会員 無料
テレホンバンキング 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	220円	会員 無料
		5万円以上	440円	会員 220円
	当金庫本支店宛	5万円未満	550円	会員 550円
		5万円以上	770円	会員 550円
	他行宛(電信扱)	5万円未満	550円	会員 550円
		5万円以上	770円	会員 550円
送金手数料	当金庫本支店宛	550円		
	他行宛(普通扱)	880円		
HB(ホームバンキング) 振込手数料	当金庫同一支店宛	無料		
	当金庫本支店宛	無料		
	他行宛(電信扱)	495円		
IB(インターネットバンキング) 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	無料	会員 無料
		5万円以上	無料	会員 無料
	当金庫本支店宛	5万円未満	110円	会員 110円
		5万円以上	330円	会員 220円
	他行宛(電信扱)	5万円未満	330円	会員 220円
		5万円以上	550円	会員 440円
		5万円以上	770円	会員 550円
		5万円以上	1,100円	会員 550円

(注1) 視覚障がいの方方が窓口でお振込の場合(障害者手帳により確認)は、自動機(ATM)によるお振込と同様の手数料とさせていただきます。

(注2) 当金庫会員の方が会員登録店舗のキャッシュカード・ローンカードを利用してお振込した場合の手数料です。



店舗外ATMのご案内
本店南出張所
市川市新田4-9-2
平日 9:00~17:00
土・休日 9:00~17:00

ATM入出金手数料[1回につき(消費税込み)]

曜日別手数料	ご利用時間	当庫オンライン		信金オンライン		ゆうちょオンライン		MICSオンライン		CAFISオンライン(提携クレジット)	
		出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平日	8:00~8:45	無料		110円	110円	220円	220円	220円	220円	無料	無料
	8:45~18:00			無料	無料	110円	110円	110円	110円		
	18:00~19:00			110円	110円	220円	220円	220円	220円		
	19:00~21:00			110円	110円	220円	220円	220円	220円		
土曜日	8:45~9:00	無料		110円	110円	220円	220円	220円	220円	無料	無料
	9:00~14:00			無料	110円	220円	220円	220円	220円		
	14:00~17:00			110円	110円	220円	220円	220円	220円		
	8:45~9:00			110円	110円	220円	220円	220円	220円		
日曜・祝日	9:00~17:00			110円	110円	220円	220円	220円	220円		
										110円	無料

※「-」の部分はご利用できない時間帯です。

※ご入金できない提携金融機関もあります。詳しくはカードを発行された提携金融機関にお問い合わせください。

※当金庫キャッシュカード・ローンカードは1口座あたり1日のご利用限度額は50万円までとなります。(ただし、ご利用限度額をお届けいただいている場合は、その限度までとなります。)

※お取扱時間は、お取扱場所によって異なることがあります。詳しくは店頭窓口までお問い合わせください。

でんさい関連手数料・ご利用料

取引種類	手数料(消費税込み)	
	当金庫宛	他行宛
基本手数料(法人インターネットバンキング[WEB-FB]契約者は無料)	年13,200円	
発生記録(債務者請求方式)	330円	660円
発生記録(債権者請求方式)	330円	660円
譲渡記録	165円	330円
分割譲渡記録	330円	660円
開示	通常開示(web)	無料
	通常開示(書面)	330円
	特例開示(書面)	3,300円
単独保証記録	330円	
変更記録(債権内容に係る場合)	債権内容変更(web)	330円
	債権内容変更(書面)	1,980円
	属性変更	無料
支払変更記録	330円	
割引利用手数料	全部譲渡	33円
	一部譲渡	99円
訂正・回復	(web)	330円
	(書面)	1,980円
	(都度請求)	実費
支払不能通知の訂正	(web)	無料
	(書面)	1,980円
支払不能通知の取消	1,980円	
強制執行等の記録	無料	
残高証明書発行手数料	定期発行方式	2,200円
	都度発行方式	4,400円
貸倒引当金繰入事由証明書発行手数料	1,650円	
入金手数料	220円	
窓口事務代行手数料※	1,100円	

※お客様からのお依頼に基づき、当金庫が代行して行う取引で、所定の記録請求等にかかる手数料のほかに、1取引につき別途にかかる手数料です。

インターネット利用による手数料は毎月末日締め、翌月25日支払(自動引落)となります。窓口利用による手数料についてはご利用の都度お支払いいただきます。

融資関連事務手数料

区分	種類	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項	令和2年7月1日現在
【住宅ローン】の線上返済および条件変更等	無担保住宅ローン事務取扱手数料	11,000円	新規実行時	
	一部線上返済	5,500円	変動金利または新型変動金利期間中	
		22,000円	固定金利選択中	
	全部線上返済	5,500円	変動金利または新型変動金利期間中	
		33,000円	固定金利選択中	
	条件変更(金利以外)	5,500円	担保および保証人の変更、返済方法の変更、期限延長など	
	金利引下	5,500円		
	固定金利への変更	5,500円	(固定金利選択)	
	変動金利への変更	5,500円	(通期固定金利からの変更)	
	事務取扱手数料	55,000円	新規実行時	
【アパート・マンション資金】の線上返済および条件変更等	右記算式で算出した額	総上げ返済額×1.0%(手数料)+消費税		
	期限前返済(一部・全部)			
	条件変更(金利以外)	5,500円		
	金利引下	5,500円		
	固定金利への変更	5,500円	(固定金利選択)	
	変動金利への変更	5,500円	(通期固定金利からの変更)	
【一般事業資金】(アパート・マンション資金以外)の条件変更等	条件変更(金利以外)	5,500円	担保および保証人の変更、返済方法の変更、期限延長など	
	金利引下	5,500円		
	固定金利への変更	5,500円	(固定金利選択)	
	変動金利への変更	5,500円	(通期固定金利からの変更)	
	当座貸越の期限延長	3,300円	(事業性カードローンを含みます)	
融資実行手数料	融資実行手数料	1,100円	新規実行時	
	新規設定	55,000円		
不動産担保調査手数料	極度変更	22,000円	(増額・減額)	
	追加設定	33,000円		
	増額・追担	55,000円		
	遠隔地物件	11,000円	物件が取扱店の管轄および隣接する登記所以外のもの	
	営業地区外物件	33,000円	金庫営業地区外物件	
	順位変更	33,000円		
	譲渡・譲受	55,000円		
	登記立会い	5,500円	(金庫外立会い)	
	一般のお客様	11,000円		
	不動産担保抹消等手数料(注)	11,000円	1区画	
		16,500円	2区画～5区画	
		33,000円	6区画～9区画	
		44,000円	10区画以上	
		1,100円	当金庫分が必要となる場合	
その他手数料	資格証明書	550円	当金庫分が必要となる場合	
	印鑑証明書	5,500円	(金庫外立会い)	
	融資証明書	11,000円		
	保証書	1,100円	(変更保証書を含みます)	
金融機関借入用約束手形	550円			
	主債務の履行状況に関する情報提供書	1,100円		

(注)原則として平成16年9月30日以前のご融資分に関する抹消手数料は対象外です。

諸手数料・ご利用料

区分	種類	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項(消費税込み)	令和2年7月1日現在
諸手数料	窓口収納手数料	(独)日本学生支援機構奨学金の返還金	30円	払込取扱票1枚につき一律
	振込・振替・送金・取扱手形・小切手の組戻料(1枚)	1,100円		
	取扱手形店頭呈示料・不渡手形・小切手返却料(1枚)	1,100円		
	異議申立て手数料		実費	
	ビール券等取扱手数料(1枚)		無料	酒販組合の券のみ取扱可
	小切手帳(1冊50枚)	880円		
	約束手形(1冊50枚)	1,100円		
	為替手形(1冊25枚)	550円		
	約束・為替手形用紙(1枚)	22円		
	マル専手形用紙(1枚)	550円	口座開設手数料3,300円	
小切手・手形用紙代	署名登録手数料(1登録)	5,500円		
	自己宛小切手発行料	1枚	550円	
	円貨両替・硬貨入金手数料		両替・入金枚数に応じた当金庫所定の手数料	
	再発行手数料	通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード・貸金庫カード(1枚)	1,320円	磁気不良は無料
	各種証明書発行手数料	継続発行	440円	会員220円
各種証明書発行手数料	残高証明書	都度発行(金庫書式)	550円	会員330円
		都度発行(金庫書式以外)	1,100円	住宅取得控除用は無料
		相続用	1,100円	
		監査法人	3,300円	
		相続預金の払戻し(仮払い)証明書	1,100円	
		その他証明書(1枚)(融資証明書等は除く)	440円	会員220円
		個人情報開示手数料	当金庫所定の手数料・費用	
		相続以外の取引履歴 1枚につき	110円	
		相続に関する取引履歴(手数料単価)×(月数)	330円	預金口座1口座につき、1か月単位
	取引履歴明細発行手数料	利用手数料	39,600円	年 領
夜間金庫手数料(取扱い店舗のみ)	専用入金帳(1冊50枚)	16,500円		
	貸金庫手数料(取扱い店舗のみ)	小型および簡易貸金庫	7,700円	
		中型	11,000円	
		大型および半自動式	16,500円	
		全自動 小型・中型・大型 ※各店舗に設置済の貸金庫のタイプより手数料は異なりますので、詳細は窓口にお問い合わせください。		
貸金庫手数料(取扱い店舗のみ)	セーフティーパック	5,500円		年 領
	株式・出資払込手数料		払込金額に応じた当金庫所定の手数料	
	公共債保護預り手数料		1,320円	年 領
	アンサー・HB利用料	アンサー(振込・残高等自動通知案内サービス)	6,600円	1口座・年額
		HB(ホームバンキング)	13,200円	1契約・年額
「個人利用」IB利用料	IB(インターネットバンキング)基本利用料金	1,320円	1契約・年額	
	「法人・個人事業主利用」IB利用料	給振・総振・都度振込	66,000円	
		都度振込のみ	13,200円	1契約・年額



インターンシップの模様です。



大学における企業説明会の模様です。

貸借対照表注記（第93期）

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（上場株式及び上場投資信託は、決算日前1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| 動 産 | 3年～20年 |
| その他の | 5年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先の債務者で未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、該当キャッシュ・フローと未保全額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取扱い不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,736百万円であります。
6. 賃与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理 |
- また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（76百万円）を計上しております。
- (2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------------|---|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在） | 年金資産の額 1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円
差引額 △ 131,803百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月31日現在） | 0.4352% |
| ③ 補足説明 | 上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金80百万円を費用処理しております。 |
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額59百万円
13. 有形固定資産の減価償却累計額6,313百万円
14. 貸出金のうち、破綻先債権額は196百万円、延滞債権額は10,985百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることの他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
15. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は225百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,411百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,818百万円であります。
- なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,009百万円であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|------------|---|
| 担保に供している資産 | 定期預金 13,000百万円
有価証券 3,729百万円
担保資産に対応する債務
借用金 8,099百万円
コールマネー 3,000百万円 |
|------------|---|
- 上記のほか、為替決済、日銀歳入代理店等の取引の担保として、定期預金10,000百万円及び有価証券1,093百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には保証金96百万円が含まれております。

20. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価法第16条に規定する方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △315百万円

21. 出資1口当たりの純資産額 212円25銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取扱方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手順等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は経営管理部を通じ、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」及び「コールマネー」であります。

当金庫では、これらのが金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時の変動額を市場リスクとし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、4,785百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な想定変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、金利リスク以外の価格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借用金及びコールマネーについては、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※）	198,309	198,750	441
(2) 有価証券（※）	36,049	36,049	—
(3) 貸出金（※）	329,932		
	△ 1,931		
	328,000	333,518	5,518
金融資産計	562,359	568,318	5,959
(1) 預金積金（※）	536,131	536,459	328
(2) 借用金（※）	8,099	8,210	110
(3) コールマネー（※）	10,000	9,999	△ 0
金融負債計	554,231	554,670	438

（※）預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借用金及びコールマネーの「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利 (LIBOR, SWAP) で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 有価証券
株式・投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
 ② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額
 ③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利 (LIBOR, SWAP) で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利 (LIBOR, SWAP) を用いております。

- (2) 借用金
借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利 (LIBOR, SWAP) で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- (3) コールマネー
コールマネーは、一定の期間ごとに区分した当該コールマネーの元利金の合計額を市場金利 (LIBOR, SWAP) で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※1)	28
組合出資金 (※2)	15
合 計	44

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (※1)	156,409	38,400	—	3,500
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	2,324	11,397	9,591	8,763
貸出金 (※2)	43,495	95,916	74,012	107,132
合 計	202,229	145,713	83,603	119,395

(※1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (※)	454,199	81,677	14	240
借用金				
コールマネー	553	3,208	4,337	—
合 計	464,752	84,885	4,351	240

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。以下、25.も同様であります。
その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	440	332	107
	債券	23,513	22,466	1,046
	国債	8,373	7,574	799
	地方債	8,252	8,067	184
	社債	6,887	6,824	63
	その他	2,047	1,743	303
小計	26,001	24,543	1,457	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,800	2,270	△ 470
	債券	8,121	8,215	△ 93
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	8,121	8,215	△ 93
	その他	126	131	△ 5
小計	10,048	10,617	△ 569	
合 計	36,049	35,160	888	

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,174	163	126
債券	1,627	146	—
国債	1,627	146	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,376	168	132
合 計	4,177	478	259

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なもの除外）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復すると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、23百万円（うち、株式23百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準は、個々の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度またはそれ以上に下落した場合、もしくは、個々の有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満であっても、過去の一定期間における時価推移や発行会社の業績推移等を勘案して、回復の可能性の合理的な反証がない場合としております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,573百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約権利額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,383百万円
税務上の繰越欠損金 (注1)	192百万円
減損損失	77百万円
減価償却費	60百万円
未収利息	44百万円
その他	124百万円
繰延税金資産小計	1,882百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△821百万円
評価性引当額小計	△821百万円
繰延税金資産合計	1,060百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	245百万円
前払年金費用	21百万円
固定資産圧縮積立額	13百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	281百万円
繰延税金資産の純額	779百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰延期限の金額

当事業年度（令和2年3月31日） (単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	192	192
評価性引当金	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	192 (※2) 192

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金192百万円（法定実効税率を乗じた額）について、その全額につき繰延税金資産を計上しています。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み額等により、全額回収可能と判断したため、評価性引当金を認識しております。

29. 追加情報

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15号第1項第1号の規定に基づき、前年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。そのため当年度末の出資金には

その他の出資金7,300百万円が含まれております。

損益計算書注記（第93期）

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額7円95銭

3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減 損 損 失(千円)
<tbl

経営指標

主要な経営指標の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益 (千円)	9,620,657	8,741,906	8,872,046	7,567,916	7,754,071
経 常 利 益 (千円)	3,142,253	2,497,355	2,127,814	1,145,470	1,025,113
当 期 純 利 益 (千円)	2,113,454	2,000,225	1,687,554	1,068,525	950,943
出 資 総 額 (百万円)	13,349	13,356	13,355	13,305	13,208
普 通 出 資 金 (百万円)	6,049	6,056	6,055	6,005	5,908
優 先 出 資 金 (百万円)	3,102	2,372	—	—	—
そ の 他 の 出 資 金 (百万円)	4,197	4,927	7,300	7,300	7,300
出 資 総 口 数 (千口)	137,985	134,138	121,118	120,119	118,176
普 通 出 資 金 (千口)	120,985	121,138	121,118	120,119	118,176
優 先 出 資 金 (千口)	17,000	13,000	—	—	—
純 資 産 額 (百万円)	27,388	27,355	24,150	25,159	25,082
総 資 産 額 (百万円)	526,301	530,505	540,788	554,742	580,771
預 金 積 金 残 高 (百万円)	496,789	501,414	514,727	523,192	536,131
貸 出 金 残 高 (百万円)	303,455	307,453	318,661	329,015	329,932
有 価 証 券 残 高 (百万円)	40,247	41,083	35,510	36,917	36,094
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	10.00	9.88	8.29	8.50	8.69
出 資 に 対 す る 配 当 金 (百万円)	182	167	120	119	118
(出 資 1 口 当 た り (円))	1円32銭	1円24銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭
普 通 出 資 金 (百万円)	120	120	120	119	118
(出 資 1 口 当 た り (円))	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭
優 先 出 資 金 (百万円)	62	47	—	—	—
(出 資 1 口 当 た り (円))	3円65銭	3円65銭	—	—	—
役 員 数 (人)	14	14	14	13	13
う ち 常 勤 役 員 数 (人)	9	9	9	9	9
職 員 数 (人)	455	455	462	443	427
会 員 数 (人)	48,840	48,443	48,043	47,294	46,669

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。預金積金残高には譲渡性預金を含めております。
2. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15号第1項第1号の規定に基づき、2017年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。

業務粗利益

	(単位:千円、利益率%)	
	2018年度	2019年度
資 金 運 用 収 支	6,281,909	6,090,446
資 金 運 用 収 益	6,440,271	6,268,327
資 金 調 達 費 用	158,361	177,881
役 員 取 引 等 収 支	△212,471	△205,618
役 員 取 引 等 収 益	692,806	705,864
役 員 取 引 等 費 用	905,278	911,483
そ の 他 の 業 務 収 支	118,311	164,696
そ の 他 の 業 務 収 益	124,251	303,836
そ の 他 の 業 務 費 用	5,939	139,139
業 務 粗 利 益	6,187,749	6,049,525
業 務 粗 利 益 率	1.13	1.05

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。この項目以外の計数・指標についても該当する場合は同様です。

業務純益

	(単位:千円)	
	2018年度	2019年度
業 務 純 益	1,080,942	1,142,302
実 質 業 務 純 益		1,145,472
コ ア 業 務 純 益		999,730
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)		999,730

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等売買損益
国債等売買損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券償却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度より開示することとなつたため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。
なお、「業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資 金 運 用 勘 定	545,411	570,791	6,440,271	6,268,327	1.18	1.09
うち貸出金	322,167	327,190	5,664,491	5,494,941	1.75	1.67
うち預け金	186,911	205,398	336,262	283,734	0.17	0.13
うち有価証券	33,896	35,770	378,518	428,597	1.11	1.19
資 金 調 達 勘 定	536,557	560,744	158,361	177,881	0.02	0.03
うち預金積金	528,399	542,927	146,392	153,165	0.02	0.02
うち譲渡性預金	5,474	9,632	727	3,845	0.01	0.03
うち借用金	2,469	7,737	9,809	19,485	0.39	0.25

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年度456百万円、2019年度468百万円)を、控除して表示しております。

役務取引等収支の内訳

	2018年度		2019年度	
	役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 費 用	役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 費 用
役 務 取 引 等 収 益	692,806	905,278	705,864	911,483
受 入 為 替 手 数 料			358,614	116,036
そ の 他 の 役 務 収 益			334,191	789,241
役 務 取 引 等 費 用			905,278	5,939
支 払 為 替 手 数 料			35,7185	132,859
そ の 他 の 役 務 費 用			—	6,279

(単位:千円)

その他の業務収支の内訳

	2018年度		2019年度	
	そ の 他 業 務 収 益	そ の 他 業 務 費 用	そ の 他 業 務 収 益	そ の 他 業 務 費 用
そ の 他 業 務 収 益	124,251	5,939	303,836	5,939
外 国 為 替 買 売 益			218	—
国 債 等 債 券 売 却 益			93,747	—
国 債 等 債 券 償 戻 益			—	—
そ の 他 の 業 務 収 益			30,285	25,199
そ の 他 業 務 費 用			5,939	139,139
外 国 為 替 買 売 損			—	—
国 債 等 債 券 売 却 損			—	132,859
そ の 他 の 業				

預貸率・預証率

		(単位:%)	
		2018年度	2019年度
預 貸 率	期 末 残 高	62.88	61.53
	期 中 平 均	60.34	59.21
預 証 率	期 末 残 高	7.05	6.73
	期 中 平 均	6.34	6.47

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ (注) 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

(注) 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金に関する指標

		(単位:残高 百万円、構成比 %)	
		2018年度	2019年度
		残 高	構 成 比
流動性預金		227,699	43.5
当座預金		8,190	1.6
普通預金		213,501	40.8
貯蓄預金		3,213	0.6
通知預金		327	0.1
別段預金		2,182	0.4
納税準備預金		283	0.1
定期性預金		295,493	56.5
定期預金		284,867	54.5
定期積金		10,625	2.0
その他の預金		—	—
小計		523,192	100.0
譲渡性預金		—	—
合計		523,192	100.0

預金積金及び譲渡性預金平均残高

		(単位:百万円)	
		2018年度	2019年度
流動性預金		231,418	234,268
うち有利息預金		197,352	199,728
定期性預金		295,217	306,861
うち固定金利定期預金		284,847	296,344
うち変動金利定期預金		20	20
その他の		1,762	1,797
小計		528,399	542,927
譲渡性預金		5,474	9,632
合計		533,873	552,559

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

定期預金残高

		(単位:百万円)	
		2018年度	2019年度
定期預金		284,867	291,770
固定金利定期預金		284,838	291,744
変動金利定期預金		20	20
その他		8	5

貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高

	2018年度		2019年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
割引手形	1,397	0.4	1,009	0.3
手形貸付	4,870	1.5	4,842	1.5
証書貸付	317,540	96.5	319,000	96.7
当座貸越	5,207	1.6	5,079	1.5
合計	329,015	100.0	329,932	100.0

貸出金平均残高

	2018年度		2019年度	
	割引手形	1,274	手形貸付	5,169
証書貸付			310,690	316,471
当座貸越			5,033	4,685
合計			322,167	327,190

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利・変動金利の貸出金残高

	2018年度		2019年度	
	貸出金	329,015	固定金利	86,564
変動金利			242,450	244,075

貸出金使途別残高

	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	237,285	72.1	236,665	71.8
運転資金	91,729	27.9	93,266	28.2
合計	329,015	100.0	329,932	100.0

住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

	2018年度		2019年度	
	住宅ローン	66,453	消費者ローン	17,590
(注) 消費者ローンには、カードローンが含まれます。				

貸出金の担保別内訳

	2018年度		2019年度	
	当金庫預金積金	4,984	有価証券	105
動産				—
不動産			122,171	119,135
その他			—	—
小計			127,262	123,559
信用保証協会等			65,899	66,690
保証			53,352	53,875
信用			82,500	85,807
合計			329,015	329,932

貸出金業種別内訳

業種区分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	389	7,969	2.4	368	7,493	2.3
農業、林業	6	42	0.0	4	30	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,068	21,393	6.5	1,070	20,328	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	38	682	0.2	37	603	0.2
運輸業、郵便業	135	4,228	1.3	136	4,165	1.3
卸売業、小売業	777	15,364	4.7	727	15,293	4.6
金融業、保険業	11	2,242	0.7	13	2,286	0.7
不動産業	1,189	125,403	38.1	1,201	124,750	37.8
物品賃貸業	12	1,280	0.4	12	1,126	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	65	835	0.3	65	878	0.3
宿泊業	8	638	0.2	8	599	0.2
飲食業	313	3,571	1.1	313	3,834	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	168	3,975	1.2	174	3,928	1.2
教育、学習支援業	28	1,228	0.4	31	1,364	0.4
医療、福祉	102	1,737	0.5	105	1,860	0.6
その他のサービス	405	9,136	2.8	411	9,107	2.7
小計	4,714	199,731	60.7	4,675	197,652	59.9
国・地方公共団体等	9	28,086	8.5	10	29,805	9.0
個人	14,647	101,197	30.8	13,939	102,473	31.1
合計	19,370	329,015	100.0	18,624	329,932	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

債務保証見返の担保別内訳

	2018年度		2019年度	
	(単位:百万円)		(単位:百万円)	
当金庫預金積金		17		11
不動産		82		69
小計		100		80
信用保証協会・信用保険		2		1
保証		—		—
信用		50		0
合計		152		83

貸倒引当金

	2018年度		2019年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	283	195	286	3
個別貸倒引当金	1,675	△87	1,645	△30
合計	1,958	108	1,931	△27

貸出金償却

	2018年度		2019年度	
	貸出金償却額	(単位:千円)	貸出金償却額	(単位:千円)
	177,120		223,497	

リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

区分	2018年度		2019年度	
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)
破綻先債権額	214		196	
延滞債権額		11,967		10,985
合計		12,181		11,181
担保・保証額		9,352		8,630
回収に懸念がある債権額		2,828		2,551
個別貸倒引当金		1,638		1,610
同引当率 (%)		57.91		63.10

(単位:百万円)

3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

区分	2018年度		2019年度	
	(H)	(I)	(J) = (H) + (I)	(K)
3ヵ月以上延滞債権額	164		225	
貸出条件緩和債権額		2,581		2,411
合計		2,745		2,636
担保・保証額		1,839		2,223
回収に管理を要する債権額		905		412
貸倒引当金		137		120
同引当率 (%)		15.18		29.19

(単位:百万円)

リスク管理債権の合計額

(C) + (J)	2018年度		2019年度	
(C) + (J)		14,927		13,818

(単位:百万円)

(注)

- 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当している個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てる額を記載しております。

金融再生法開示債権額

	(単位:百万円)	
	2018年度	2019年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,545	1,558
危険債権	10,676	9,661
要管理債権	2,745	2,636
正常債権	314,476	316,403
合計	329,444	330,260

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

	(単位:百万円)	
	2018年度	2019年度
金融再生法上の不良債権(A)	14,967	13,857
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,545	1,558
危険債権	10,676	9,661
要管理債権	2,745	2,636
保全額(B)	13,009	12,623
貸倒引当金(C)	1,813	1,765
担保・保証額(D)	11,195	10,857
保全率(%) (B) / (A)	86.91	91.09
担保・保証等控除後債権に対する引当率(%) (C) / ((A) - (D))	48.07	58.87

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

新型コロナウイルス感染防止への
ご協力のお願いについて

お客様にはご不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お客様へのご協力のお願い】

- 窓口でのお取引は、通常以上にお待ちいただく場合がございます。
- ATMをご利用する場合や、店内でお待ちいただく際には、他のお客様との間隔を十分にお空けください。
- お振込みや現金の入出金のお取引はATMやインターネットでもお取扱いが可能です。
- ご来店時にはマスク着用のご協力をお願いします。
- 発熱や風邪の症状がある方は、ご来店をお控えください。

有価証券に関する指標

商品有価証券平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別残存期間別残高

2018年度

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	10,144	—	10,144
地方債	260	994	3,714	3,604	—	—	—	8,573
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,235	2,833	2,127	1,133	4,343	—	—	13,673
株式	—	—	—	—	—	—	1,831	1,831
外国証券	—	—	215	229	—	—	—	444
その他の証券	—	15	4	—	6	—	2,222	2,249

2019年度

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	8,373	—	8,373
地方債	170	2,037	4,302	1,742	—	—	—	8,252
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,154	1,699	3,146	2,407	5,210	390	—	15,008
株式	—	—	—	—	—	—	2,269	2,269
外国証券	—	211	—	230	—	—	—	442
その他の証券	3	—	3	—	9	—	1,731	1,747

有価証券平均残高

区分	2018年度	2019年度
国債	7,624	9,053
地方債	8,500	8,175
短期社債	—	—
社債	13,835	14,091
株式	1,560	2,183
外国証券	372	377
その他の証券	2,002	1,888
合計	33,896	35,770

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

該当ありません。

4. その他有価証券

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,082	857	224	440	332	107
	債券	32,190	30,716	1,474	23,513	22,466	1,046
	国債	10,144	9,060	1,084	8,373	7,574	799
	地方債	8,573	8,327	245	8,252	8,067	184
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	13,473	13,327	145	6,887	6,824	63
	その他	2,411	1,986	424	2,047	1,743	303
	小計	35,684	33,560	2,124	26,001	24,543	1,457
	合計	36,872	34,865	2,007	36,049	35,160	888
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	721	830	△109	1,800	2,270	△470
	債券	200	200	△0	8,121	8,215	△93
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	200	200	△0	8,121	8,215	△93
	その他	267	274	△6	126	131	△5
	小計	1,188	1,305	△116	10,048	10,617	△569
	合計	36,872	34,865	2,007	36,049	35,160	888

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券		44		44
社債		—		—
非上場株式		28		28
その他の証券		15		15

金銭の信託

該当ありません。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引、オプション取引、オフ・バランス取引、先物取引等の取扱いはありません。

金庫の子会社等に関する事項

子会社等の概況

該当ありません。

自己資本の充実の状況等

■自己資本の構成に関する事項

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	23,104	23,840
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,006	15,908
うち、利益剰余金の額	7,218	8,049
うち、外部流出予定額(△)	119	118
うち、上記以外に該当するものの額	—	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	358	367
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	358	367
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	152	86
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	23,615	24,294
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	77	79
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	77	79
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	350	172
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	45	76
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	473	328
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	23,142
リスク・アセット等(3)		23,966
信用リスク・アセットの額の合計額	258,419	262,663
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,504	△943
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△2,182	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	678	481
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,532	13,124
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	271,952	275,788
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.50%	8.69%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

	2018年度		2019年度		(単位:百万円)
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計					
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	258,419	10,336	262,663	10,506	
現金	260,210	10,408	263,508	10,540	
我が国の中中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	
外國の中中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	
外國の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0	
地方三公社向け	40	1	40	1	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,042	1,401	38,710	1,548	
法人等向け	28,042	1,121	26,679	1,067	
中小企業等向け及び個人向け	49,339	1,973	51,175	2,047	
抵当権付住宅ローン	22,242	889	22,646	905	
不動産取得等事業向け	86,195	3,447	87,378	3,495	
3カ月以上延滞等	1,051	42	1,308	52	
取立て未済手形	59	2	29	1	
信用保証協会等による保証付	2,875	115	2,931	117	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	
出資等	3,168	126	3,651	146	
出資等のエクスポージャー	3,168	126	3,651	146	
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	
上記以外のエクスポージャー	32,143	1,285	28,945	1,157	
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	6,081	243	4,816	192	
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	3,779	151	3,656	146	
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	1,903	76	2,171	86	
総株主等の譲り受けの百分の十を超える譲り受けを保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー	—	—	—	—	
総株主等の譲り受けの百分の十を超える譲り受けを保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—	
上記以外のエクspoージャー	20,378	815	18,301	732	
② 証券化エクspoージャー	—	—	—	—	
証券化	STC要件適用分	—	—	—	
	非STC要件適用分	—	—	—	
再証券化	—	—	—	—	
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	46	1	99	3	
ルック・スルーワ方式	46	1	99	3	
マンデート方式	—	—	—	—	
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—	
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—	
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—	
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	346	13	481	19	
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,182	△87	△1,425	△57	
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—	
⑦ 中央清算機関連エクspoージャー	0	0	0	0	
口. オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,532	541	13,124	524	
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	271,952	10,878	275,788	11,031	

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉 (単位:百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高						3カ月以上延滞 エクspoージャー 2018年度 2019年度	
	貸出金、コミットメント 及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
国 内	555,689	582,544	330,090	330,768	30,916	30,681	1,930 1,824	
国 外	383	387	—	—	377	381	— —	
地 域 別 合 計	556,072	582,932	330,090	330,768	31,293	31,063	1,930 1,824	
製 造 業	11,430	13,705	8,673	8,176	1,998	4,298	114 48	
農 業 、 林 業	87	69	87	69	—	—	— —	
漁 業	—	—	—	—	—	—	— —	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	— —	
建 設 業	25,040	24,009	25,040	23,998	—	—	115 271	
電気・ガス・熱供給・水道業	202	247	—	—	200	200	— —	
情 報 通 信 業	1,032	1,126	763	667	—	300	— —	
運 輸 業 、 郵 便 業	4,997	5,354	4,523	4,461	300	700	120 46	
卸 売 業 、 小 売 業	17,839	18,017	16,537	16,402	1,199	1,299	76 151	
金融業、保険業	184,854	210,032	2,298	2,339	6,712	5,410	— —	
不 動 产 業	131,675	130,687	130,105	129,505	99	99	856 777	
物 品 貸 賃 業	1,295	1,138	1,295	1,138	—	—	— —	
学術研究、専門・技術サービス業	1,093	1,092	1,093	1,091	—	—	— —	
宿 泊 業	639	600	639	599	—	—	— —	
飲 食 業	4,685	4,859	4,585	4,855	100	—	160 129	
生活関連サービス業、娯楽業	5,355	5,326	5,355	5,324	—	—	4 3	
教 育 、 学 習 支 援 業	1,288	1,425	1,288	1,424	—	—	— —	
医 療 、 福 祉	2,212	2,337	2,212	2,336	—	—	— —	
そ の 他 の サ ー ビ ス	10,548	10,863	10,422	10,432	—	301	243 162	
国・地方公共団体等	48,844	48,316	28,103	29,806	20,682	18,453	— —	
個 人	87,079	88,279	87,055	88,117	—	—	239 233	
そ の 他	15,870	15,438	10	19	—	—	— —	
業 種 别 合 計	556,072	582,932	330,090	330,768	31,293	31,603	1,930 1,824	
1 年 以 下	163,876	169,410	23,737	20,941	3,487	2,320		
1 年 超 3 年 以 下	37,195	59,455	15,119	17,154	3,775	3,880		
3 年 超 5 年 以 下	32,428	34,540	26,540	27,190	5,887	7,335		
5 年 超 7 年 以 下	31,503	30,863	26,718	26,546	4,784	4,301		
7 年 超 10 年 以 下	45,425	42,075	41,127	36,801	4,297	5,251		
1 0 年 超	216,468	212,909	195,907	201,315	9,060	7,974		
期間の定めのないもの	29,176	33,677	938	818	—	—		
残存期間別合計	556,072	582,932	330,090	330,768	31,293	31,063		

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3カ月以上延滞等」とは、

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	87	283	—	87	283
	2019年度	283	286	—	283	286
個別貸倒引当金	2018年度	1,762	1,675	28	1,734	1,675
	2019年度	1,675	1,645	128	1,547	1,645
合計	2018年度	1,850	1,958	28	1,821	1,958
	2019年度	1,958	1,931	128	1,830	1,931

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高							
					目的使用	その他								
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
製造業	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	3	1		
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	434	433	433	476	1	39	433	393	433	476	12	194		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	2	3	3	3	—	—	2	3	3	3	—	0		
運輸業、郵便業	88	86	86	10	—	71	88	15	86	10	—	—		
卸売業、小売業	80	52	52	47	20	—	59	52	52	47	147	0		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	565	497	497	515	—	—	565	497	497	515	0	2		
物品賃貸業	38	49	49	46	—	—	38	49	49	46	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1		
宿泊業	19	27	27	27	—	—	19	27	27	27	—	—		
飲食業	1	2	2	8	—	—	1	2	2	8	0	6		
生活関連サービス業、娯楽業	0	1	1	—	—	—	0	1	1	—	0	—		
教育、学習支援業	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—		
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他のサービス	426	433	433	433	—	12	426	420	433	433	0	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	102	87	87	74	6	4	96	83	87	74	13	17		
合計	1,762	1,675	1,675	1,645	28	128	1,734	1,547	1,675	1,645	177	223		

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	55,653	—	60,899
10%	—	100	—	100
20%	171,122	4,776	192,047	3,119
35%	—	63,875	—	65,003
50%	26,308	1,211	29,407	492
75%	—	83,297	—	85,562
100%	400	145,280	903	141,069
150%	—	289	—	1,058
250%	—	3,755	—	3,269
合計	197,831	358,241	222,359	360,573

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項(信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー)

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
	信用リスク削除手法が適用されたエクspoージャー	6,717	5,799	29,266	29,075	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクspoージャーに関する事項

該当ありません。



(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	1,803	1,803	2,240	2,240
非上場株式	28	28	28	28
その他	4,678	4,678	4,176	4,176
合計	6,509	6,509	6,445	6,445

(注)「その他」には、投資信託、優先出資、投資事業組合への出資等が含まれております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2018年度	2019年度
売却益	98	332
売却損	17	259
償却	—	23

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2018年度	2019年度
評価損益	465	△125

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2018年度	2019年度
ロック・スルー方式を適用するエクspoージャー	46	99
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

項目番号	IRRBB1: 金利リスク	イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,785	5,775	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	1,850	
3	ステーਪ化	3,829	4,993		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,785	5,775	1,850	
	ホ				
	当期末				前期末
8	自己資本の額			23,966	23,142

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

報酬等に関する事項

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額	(単位:百万円)	
		対象役員に対する報酬等	14.9

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」119百万円、「賞与」9百万円、「退職慰労金」20百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めてあります。

2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

西暦		
1928	昭和 3年 7月	有限責任市川信用組合として発足
1943	昭和 18年 7月	市街地信用組合法施行による信用組合に改組
1948	昭和 23年 11月	東京手形交換所へ加盟(代理交換)
1950	昭和 25年 4月	中小企業等協同組合法による信用組合に改組
1951	昭和 26年 10月	信用金庫法による信用金庫に改組、名称を市川信用金庫と改める
1966	昭和 41年 5月	預金量100億円達成
1972	昭和 47年 12月	日銀当座取扱開始
1973	昭和 48年 2月	東葛信用組合と合併、名称を市川東葛信用金庫と変更 預 金 量 407億円 店 舗 数 16店舗 役職員数 439名
1975	昭和 50年 11月	日銀窓口代理店契約締結(本店)
1977	昭和 52年 4月	両替商業務取扱開始
1978	昭和 53年 11月	創立50周年記念式典挙行
1979	昭和 54年 10月	自営オンラインシステム稼働
	昭和 54年 12月	預金量1,000億円達成
1983	昭和 58年 4月	国債窓口取扱開始
	昭和 58年 11月	日銀国債代理店契約締結(城東営業部)
1990	平成 2年 7月	全業態CDオンライン提携開始
1994	平成 6年 3月	東京ベイ信用金庫CI発表
	平成 6年 5月	オンラインシステムを信金東京共同事務センターに変更 城東信用金庫と合併 名称を東京ベイ信用金庫と変更 預 金 量 4,675億円 店 舗 数 42店舗 役職員数 971名
1999	平成 11年 3月	郵貯ATMとの相互接続取扱開始
	平成 11年 7月	テレホンバンキング取扱開始
2000	平成 12年 3月	デビットカード取扱開始
2001	平成 13年 3月	松戸信用金庫と合併 預 金 量 5,177億円 店 舗 数 43店舗 役職員数 728名
	平成 13年 4月	保険(住宅ローン専用火災保険)募集業務取扱開始
	平成 13年 10月	ホームページ公開 http://www.bayshin.co.jp/
2002	平成 14年 3月	手形・小切手署名判印刷サービス取扱開始
	平成 14年 10月	「生命保険」窓口販売取扱開始
2003	平成 15年 11月	インターネットバンキング(IB)の取扱開始
2004	平成 16年 10月	決済用普通預金(無利息型)取扱開始
2005	平成 17年 1月	ATMによる暗証番号変更機能取扱開始
2008	平成 20年 3月	M&A仲介業務取扱開始

西暦		
2009	平成 21年 6月	千葉県立現代産業科学館にて「省エネルギーセミナー」を開催
2010	平成 22年 5月	浦安支店 移転新装オープン
2011	平成 23年 4月	大島支店 新装オープン 船堀支店 新装オープン
	2013	電子記録債権サービス「でんさいネット」取扱開始
	平成 25年 9月	矢切支店馬橋支店の駐車場拡張
	平成 25年 10月	本店舗外ATM設置
2015	平成 27年 7月	地域サポート部の新設
2016	平成 28年 3月	女性涉外スタート
	2017	日本銀行福島支店で金融機関局金融高度化センター主催、「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
	平成 29年 9月	事業性評価融資商品「成長」取扱開始
	平成 29年 11月	優先出資の全部買入消却実施 関東地区信用金庫ロールプレイング大会出場(優勝)
2018	平成 30年 3月	日本銀行松本支店で日本銀行金融機関局金融高度化センター主催、「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
	平成 30年 6月	全国信用金庫大会において、第21回信用金庫社会貢献賞「Face to face賞」の表彰
	平成 30年 9月	WEB会議システムによる無料年金相談開始
	平成 30年 11月	日本銀行本店で日本銀行金融機関局金融高度化センター主催、埼玉県内の信用金庫を対象とした「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
	2019	人事部研修指導課の新設
	平成 31年 4月	平成31(令和元)年度新入職員入庫式(新入職員33名) 市川商工会議所会員事業所「新入社員教育講習会」で「金融教育」を実施
	令 和 元 年 5月	当金庫職員が市川警察署「一日警察署長」に就任
	令 和 元 年 6月	第92期通常総代会を開催(市川グランドホテル) 千葉商科大学「サービス企業セミナー」を学生200名に対し千葉財務事務所と協働実施
	令 和 元 年 10月	千葉県立市川昂高等学校「金融キャリア教育」を1年生319名に対し千葉財務事務所・日本経済新聞社と協働実施 幕張メッセ国際会議場で、県内5信金合同主催第9回「2019年しんきん食の商談会」を開催
	令 和 元 年 11月	第8回お客様旅行【石垣島】日本の気持ちよさ一番を求める旅(2泊3日)2班編成で101名参加実施 第8回「世界一行きたい科学広場in浦安2019」開催(当金庫および取引先20社が協賛)
	2020	東海大学付属浦安高等学校中等部「金融・防犯・防災教育講義」を3年生115名に対し千葉財務事務所・千葉県警察本部・浦安市危機管理監と協働で実施



経営支援に関する取組方針

当金庫は、平成15年度からお取引先企業に対する経営相談・経営支援機能の強化に取り組んでまいりました。平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」の成立に伴い、地域経済・産業活動を支えていくため営業店と連携し「事業性評価」を活かした地方創生の推進に積極的に対応しております。

お取引先企業が主体的に経営改善に取組めるような様々なお手伝いをしております。今後も地域の活性化に向け、お取引先企業の経営課題の解決に向け態勢整備を進めてまいります。

お取引先企業の経営課題の解決に向けた当金庫の取組み

事業承継セミナー・事業承継相談会の実施

平成29年度から経営者が後継者に円滑に事業を引き継いでいただくために、独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部、千葉県事業引継ぎ支援センターから講師を招き「事業承継セミナー」、「事業承継相談会」を開催しております。「事業承継セミナー」では事業承継の進め方について講師から解説をいただき、「事業承継相談会」ではお取引先ごとの個別相談を実施し、事業承継の課題解決のアドバイスをいただきました。



経営支援会議・東京ベイ経営相談サービス

令和元年度で延べ147回の実施となった経営支援会議は、当金庫と顧問契約を結ぶ外部専門家(弁護士、公認会計士、中小企業診断士、司法書士、不動産鑑定士)が、お取引先企業の課題解決のため、議論を交わしています。

令和元年度は5回実施15先のお客様の経営課題解決に取組み、専門家による的確なアドバイスに感謝の声をいただいております。

また、「東京ベイ経営相談サービス」を年間を通じて実施し、外部専門家と連携した経営相談や情報提供を行いました。



千葉県中小企業診断士協会と連携協働、事業性評価融資商品『成長』の取扱開始

当金庫は千葉県中小企業診断士協会と連携協働し、平成29年9月から事業性評価融資商品『成長』の取扱いを開始いたしました。この商品は、千葉県中小企業診断士協会所属の中小企業診断士が、営業店の店長席とお客様に同行訪問し、『成長』診断シートを作成、事業性評価にもとづいて融資判断を行う商品です。平成29年から、55先413百万円を取扱いいたしました。

また、「経営革新等支援機関」に認定されており認定支援機関(または認定支援機関と連携する金融機関)として補助金申請を支援しております。令和元年度は12先のお取引先企業の事業計画策定をお手伝いいたしました。経営計画策定後も当金庫職員による定期的な面談を実施しております。

経営支援に対するニーズの専門化・多様化に対応するため、中小企業診断士やFPの資格取得に取組んでおります。審査や支援策等について随時研修を行い、次世代の職員養成をしております。

よろず支援拠点サテライト相談所の継続実施・経営セミナーの開催

平成27年6月から千葉県よろず支援拠点のサテライト相談所として、本店、浦安支店、野田支店、柏支店、松戸支店で、また平成27年11月からは東京都よろず支援拠点のサテライト相談所を城東営業部に開設して、お取引先の様々な経営課題へのアドバイスや解決に努めております。令和元年度は69先のお客様の経営相談をご利用いただきました。

令和元年5、6月に、東京国税局、関東経済産業局、各税務署、法人会、商工会議所が主催、青色申告会等が共催した「消費税軽減税率セミナー」を当金庫において実施いたしました。



「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、令和元年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は453件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は7.34%、保証契約を解除した件数は57件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は0件です。

金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- (1) 金融円滑化管理方針などの策定
- (2) 金融円滑化管理責任者の選任
- (3) 営業店における金融円滑化管理担当者の配置
- (4) お客様のサポート体制の構築

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※撮影のためマスクを外しております。



信用金庫法施行規則第132条等における開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
イ. 事業の組織	9
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	9
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	26
ニ. 事務所の名称及び所在地	4
2. 金庫の主要な事業の内容	17～20
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	5
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
経常収益	31
経常利益又は経常損失	31
当期純利益又は当期純損失	31
出資総額及び出資総口数	31
純資産額	31
総資産額	31
預金積金残高	31
貸出金残高	31
有価証券残高	31
単体自己資本比率	31
出資に対する配当金	31
職員数	31
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、	
コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	31
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	32
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、	
利息、利回り及び資金利潤	32
受取利息及び支払利息の増減	32
総資産経常利益率	32
総資産当期純利益率	32
預金に関する指標	
流動性預金、定期性預金、	
譲渡性預金その他の預金の平均残高	33
固定金利定期預金、変動金利定期預金及び	
その他の区分ごとの定期預金の残高	33
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	34
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	34
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	34,35
使途別の貸出金残高	34
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	35
預貸率の期末値及び期中平均値	33
有価証券に関する指標	
商品有価証券の種類別の平均残高	38
有価証券の種類別の残存期間別の残高	38
有価証券の種類別の平均残高	38
預証率の期末値及び期中平均値	33
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の態勢	10
ロ. 法令遵守の体制	14
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	49,50
ニ. 金融ADR制度への対応	14
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は損失金処理計算書	25～30
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
破綻先債権に該当する貸出金	36
延滞債権に該当する貸出金	36
3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	36
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	36
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	40～46
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
有価証券	39
金銭の信託	39
第102条第1項第5号に掲げる取引	39
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	35
ヘ. 貸出金償却の額	35
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び 剩余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を 受けている場合にはその旨	26
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な 影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	46

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律における開示項目

1. 金融再生法開示債権及び引当・保全状況	37
-----------------------	----

**市川警察署の「一日警察署長」に
宮久保支店・山口彩香職員が就任しました。**



TOKYO BAY SHINKIN